

# 中国人慰安婦問題に関する 基礎調査

中国人慰安婦問題研究会

代表 西岡 力

勝岡寛次

北村 稔

島田洋一

高橋史朗

(レポート掲載順)

平成28年(2016)6月17日



## 総論・中国人慰安婦問題の全体像、明らかになった4つの事実

「中国人慰安婦問題研究会」代表西岡力（東京基督教大学教授）

### はじめに

「慰安婦の実際の被害者は40万人で、そのうち20万人は無給で売春を強要された中国人であった」慰安婦問題を巡る日韓合意が発表された直後の昨年12月31日、米・CNNテレビが中国人学者蘇智良教授（以下敬称略）の見解として伝えた内容だ。「セックススレーブ、20万人」という事実無根の誹謗中傷が国際社会に拡散している中、その2倍の40万人説が中国人学者らによって主張されている。その中心にいる蘇智良は中国上海師範大学慰安婦研究センターの主任で、2014年に英文で『Chinese Comfort Women』という共著書を出し、日本軍の慰安婦は全部で40万人であり、そのうち20万人は中国人で、大多数が殺されたなどという誹謗中傷を世界に広めている。

彼が中心になり2014年6月ユネスコ記憶遺産に中国人慰安婦関連の申請がなされたが関係国との共同申請をアドバイスされて登録は留保された。そこで2016年5月末、9カ国15団体が共同で再度申請した。15団体の中の一つに中国上海師範大学慰安婦研究センターが入っている。

日本国内の慰安婦問題論争は、主として韓国人慰安婦について展開されてきたため、中国人慰安婦に関する蘇教授らの主張の危険性に気づくのが遅れた。数年前から高橋史朗教授らが蘇の主張の問題点を指摘してきたが、まだまだ不十分だ。事実にもとづく体系的反論はほとんどなされていない。それをするためにもまず、蘇らがどのような主張をしているのか、また、彼らを支える運動体の実態は何かなどについて調査する必要がある。それ抜きには、ユネスコへの適切な働きかけや、誹謗中傷への反論は困難になる。

ところが、蘇はその主張を主として中国語と英語の出版物を通じて行っており、日本語の訳本は出版していない。今回の調査で明らかになったが、蘇の主張は、日本の学界、言論界の水準からするとかなりずさんで、説得力が落ちる。しかし、日本語で著書がないため、そのいいかげんさが指摘されず、英語の世界で一定の影響を持つに至っている。そこで、私たちは蘇の英語と中国語での主張を検証するため、慰安婦問題を従来から研究してきた専門家に加えて、米国研究の専門家と中国史の専門家などを加えて以下のメンバーで「中国人慰安婦問題研究会」を作って調査を行った。調査研究は日本政策研究センターの全面的支援の下で行われたことを付記しておく。

私たちは研究成果を2016年6月にまとめた。その目次は以下の通り。

### 総論

中国人慰安婦問題の全体像、明らかになった4つの事実 西岡力（東京基督教大学教授）

### 各論

日本における中国人慰安婦の研究と運動 勝岡寛次（明星大学）

蘇智良『慰安婦研究』を評す 北村稔（立命館大学教授）

『Chinese Comfort Women』について 島田洋一（福井県立大学）  
世界記憶遺産共同申請の動向と中国「慰安婦」申請文書の概要 高橋史朗（明星大学教授）  
結論から言うと私たちは以下の4つの事実を明らかにした。

- 1 中国人慰安婦問題の研究と運動は1992年朝日の慰安婦強制連行プロパガンダを契機に始まった
- 2 中国人慰安婦の強制連行は証明されていない
- 3 名乗り出た中国人元慰安婦の大部分は、「慰安婦」ではなく「戦時性暴力被害証言者」
- 4 中国人慰安婦 20万人説はでたらめな計算の結果  
その4つについて一つ一つ論じていく。

### 1 中国人慰安婦問題の研究と運動は1992年朝日の慰安婦強制連行プロパガンダを契機に始まった

蘇智良が慰安婦研究を始めたのは日本での慰安婦問題プロパガンダが契機だった。中国近代史の研究者である蘇は、92年、東京大学客員研究員として、日本に滞在しており、ある日本の学者から「日本軍の慰安婦制度は上海が発生源」と指摘されたことが契機になったと述べている。

蘇は自分が慰安婦問題を知ることになったきっかけについて以下のように書いている。  
〈一九九二年三月、桜満開の週末のことだった。東京の六本木五丁目の国際文化会館で学術会議が開かれ、会議終了後、各国の学者たちは六本木の喫茶店で、コーヒーを味わいながら、当時流行っていた話題——慰安婦について議論を繰りひろげた。

（略）一人の日本人教授が、私が上海からきた学者であることを知って、「戦時中の最初の慰安所は上海に設置されたといわれているのではないですか？」と質問してきた。

「そうですか？」と私はびっくりした。

「日本軍の慰安所制度は上海が発生源といわれているのではないですか？」

「え、そうですか？」私はさらに驚いた。

それから、この時のやりとりはずっと私の脳裏に残った。いったい慰安婦制度はいつから実行されたのか、本当に上海から始められたのか？どれくらいの中国女性が強制されて慰安婦になったのか？……

それ以来、私は資料収集を始め、この問題の研究の進展について注目するようになった。

（略）

一九九三年六月、私は上海に戻って以降、さっそく現地調査を始め（略）た。）

蘇智良「“慰安婦”の緊急調査」（『戦争責任研究』27、2000 春季）

つまり、そのときまで上海で歴史学の大学教員をしていた蘇は中国人慰安婦について知識と関心をまったく持っていなかった。蘇が中国語で研究成果を発表するのは『慰安婦研究』（上海書店出版社、1999年）だが、北村稔報告が以下のように明らかにしたように、その多くは日本の研究の紹介だった。

〈後書き〉には、〈資料の上で極めて大きな援助を与えてくれた外国友人〉として、大学教授を含む多くの日本人が列挙される。そして「引用資料一覧」には夥しい数の日本語の研究資料が提示される。日本語の研究資料は蘇智良が慰安婦研究を開始した一九九二年以

前の刊行物が多数を占めるが、「引用資料一覧」中の中国語の研究資料は一九九五年以後の刊行物がほとんどである。以上の事実は、日本側からの働きかけ（入れ智慧）に応じて、中国側が慰安婦研究を開始したことを物語る。）

一方、蘇の動きとは別に、92年12月に最初の証言者万愛花氏（以下敬称略）が訪日し「日本の戦後補償に関する国際公聴会」なる行事で証言している。同行事は韓国人慰安婦裁判に取り組んでいた高木健一弁護士らが呼びかけ人になりが東京で開催された。そこには万愛花以外に韓国、北朝鮮、台湾、オランダ、フィリピンの元慰安婦が参加した。なお万愛花は「慰安婦」ではなく「戦時性暴力」被害者であり、本人も「私は慰安婦ではない」と一貫して主張していた。万愛花を日本の弁護士らに紹介したのは、「被害者は日本に損害賠償を請求できる」という中国内の新聞記事を読んだ地元の小学校教師だった。

大森典子・安達洋子「中国人『慰安婦』訴訟の10年を振り返って」（『戦争責任研究』47、2005 春季）によると、万愛花氏を探し出して、日本に送り出した人物は、地元で小学校教師をする張双兵という人物だという。

〈一九九二年の六月頃、張先生はある新聞到北京の童増という学者が書いた論文を見つけ、それを読んで衝撃を受けた。（中略）被害者は日本に対して損害賠償を請求できる、というものであった。張先生はすぐに侯冬娥のところに行って、あなたの被害の賠償を請求しましょう、だからくわしく被害を話してくださいと説得した。（中略）張先生はこの調査した結果を、あの論文を書いた北京の童増氏に送った。一九九二年八月、童増氏はこれを日本政府に対する要求書にまとめて、北京の日本大使館に持って行って、直接大使館の職員にこれを渡し、日本政府に伝えるよう、そして必ず返事をするよう要求した。しかしその返事は今に至ってもない。（中略）

そして九二年十二月、東京で各国の被害者を呼んで国際公聴会が開かれるという連絡があり、張先生は侯冬娥と万愛花を東京に送り出す準備をした。（中略）広い中国で、どうして山西省の孟県からこうした被害者が名乗りを上げることができたのだろう、という疑問はこうした張先生の活動を知ることによって解けてきた。（中略）彼の献身的な努力がなければ、中国社会のなかで被害者がカミングアウトすることは到底不可能なことであった）

つまり、日本国内で韓国人元慰安婦らが起こした戦後補償裁判の動きが契機となって中国人被害者が証言を開始したという経緯だ。

中国人「慰安婦」の戦後補償裁判は、日本の弁護士らが原告捜しを行って、日本の運動主導で提起されたことが分かった。大森典子・安達洋子「中国人『慰安婦』訴訟の10年を振り返って」（『戦争責任研究』47、2005 春季）によると

、1994年10月、「中国人戦争被害調査団」として日本から約10人の弁護士が北京に行き、「慰安婦」被害者、強制連行被害者、七三一部隊の被害者遺族、南京事件被害者からそれぞれ被害事実を聞き取り、「この弁護士が中心となって被害事実ごとに1995年8月から順次日本政府に対する裁判を提起していった」という。

勝岡寛次報告によると、その後、中国人慰安婦をめぐる裁判は、現在までに3件24人（山西省孟県16、海南島8）により提訴された。

I 中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟（第一次）：1995.8～2007.4（上告棄却）

原告：山西省の4名

中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟（第二次）：1996.2～2007.4（上告棄却）

- 原告：山西省の2名
- II 山西省性暴力被害者損害賠償請求訴訟：1998.10～2005.11（上告棄却）  
原告：山西省の10名
- III 海南島戦時性暴力被害賠償請求訴訟：2001.7～2010.3（上告棄却）  
原告：海南島の8名

いずれも敗訴判決が確定しているが、国側が事実関係について争わなかったため、地裁・高裁判決で原告の被害に対する「事実認定」がなされてしまうという禍根を残した。

## 2 中国人慰安婦の強制連行は証明されていない

蘇智良は中国人慰安婦 20 万人の大多数は日本軍により強制連行されたと繰り返し主張しているが、その主張は学問的に証明されていない。日本の左派系学者や運動家さえもそのような主張を支持していない。

蘇の主要な根拠は元慰安婦の証言だ。共著としてオックスフォード大学出版会から 2014 年に出版した『Chinese Comfort Women: Testimonies from Imperial Japan's Sex Slaves』(Oxford Oral History Series)で、自身が聞き取り調査した 102 人の内の 87 人が「直接日本軍に拉致された」、10 人が「日本軍協力者の中国人に拉致された」と記している。

しかし、この主張は 2 重の意味で破綻している。まず、元慰安婦の証言だけでは歴史的事実は証明できない。加害者側の証言、当時の公文書など他の証拠の検討が不可欠だが、蘇らはそれをほとんど行っていない。

『Chinese Comfort Women』は「オックスフォード聴き取り記録シリーズ」の 1 冊として出版されている。歴史的事実を実証した研究書ではなく、聴き取り資料集という扱いなのだ。厳密に言うと、オックスフォード大学が蘇の主張を学問的に支持しているのではないということだが、そのことは巧妙に隠されている。島田洋一報告は次のように指摘している。

### ＜■原題

Chinese Comfort Women: Testimonies from Imperial Japan's Sex Slaves (Oxford Oral History Series), Oxford University Press (June 2, 2014)

元「慰安婦」らの証言を多数集め、「オックスフォード聴き取り記録シリーズ」の 1 冊という体裁。

「オックスフォード」の権威を借りつつ、証言に対する裏付け調査、史料批判が不十分で研究とは言えないとの批判に予防線を張ったものとなっている)

なお、島田によると同書の**著者は以下の 3 人だ。**

**Peipei Qiu** (培培丘) is Professor of Chinese and Japanese and Director of the Asian Studies Program at Vassar College.

**Su Zhiliang** (蘇智良) is Professor of History and Director of the Research Center for Chinese "Comfort Women" at Shanghai Normal University (上海師範大学).

**Chen Lifei** (陳麗菲) is Professor of Journalism and Deputy Director of the Center for Women's Studies at Shanghai Normal University.

証言集めと執筆作業は中国の大学教授である蘇智良、陳麗菲が担当。英訳作業および英語での対外発信は米国ヴァッサー大学（ニューヨーク州）教授の Peipei Qiu (培培丘、女

性)が担当している。

米国の大学教授である **Peipei Qiu** (培培丘) が共著者に入っている点は英語圏での発進力という観点から見逃せない。同書が出た直後の 2014 年 6 月 26 日にはウォール・ストリート・ジャーナルが『中国人慰安婦』著者に聞く「共謀者扱いされた女性たち」という丘のインタビュー記事を載せている。また、丘は、ジョンズ・ホプキンス大学高等国際関係大学院米韓研究所 (The U.S.-Korea Institute at SAIS、ワシントンDC) 主催の慰安婦シンポジウムに複数回パネリストとして参加している。

蘇は自身らが、102 人の中国人元慰安婦と聞き取り調査を行ったと記しているが、実際に著書で公開している証言はわずか 12 人だけだ。蘇は、英文書籍の注で自身が中国語で出版した『慰安婦研究』(上海書店出版社)を挙げている。英語しかわからない大部分の読者は残り 90 人の証言が中国語書に収録されていると誤解してしまう。しかし、中国語書で収録されている中国人慰安婦証言はわずか 8 人であり、それも全員、蘇らが直接聞き取りをしたのではなく、中国と日本の他の書籍からの引用だ。北村稔報告がその点を以下のように具体的に指摘している。

『慰安婦研究』には〈慰安婦であった中国人八名(台湾出身者一名を含む)、朝鮮人四名、日本人一名の総数十三名の証言が、[実例]と題して収録されている。但しこれらの証言は蘇智良のインタビューの成果ではなく、符和積編『侵瓊日軍慰安婦実録』(一九九六年)、江浩『昭示：中国慰安婦』(一九九三年)、郭思「尋訪中国慰安婦」〈『焦点』一九九五年九月十五日、所収〉、陳宗舜『血思—追訪戦災幸存者』、〈解放軍文藝出版社、一九九五年〉、矢野玲子『慰安婦問題研究』(中国語版、一九九七年)、千田夏光『従軍慰安婦・慶子』(一九八一年)、高木健一『従軍慰安婦と戦後補償』(一九九二年)などの活字資料からの引用である。台湾出身者に関しては、「台北市婦女救援基金会材料」と注記されている)

つまり、蘇は『Chinese Comfort Women』で 102 人の元慰安婦のうち 97 人が、日本軍か日本軍の協力者に拉致されたと書いたが、公開した証言は 12 人だけであり、拉致されたとしている大多数の証言を公開していない。蘇が悪質なのは、中国語版の『慰安婦研究』には残りの証言が収録されているかのように誤解させる記述ぶりをしていることだ。しかし、中国語版の『慰安婦研究』では蘇教授本人が聞き取りをした証言は 1 人分も収録されておらず、すべて他人が行った調査からの引用だった。

### 3 名乗り出た中国人元慰安婦の大部分は、「慰安婦」ではなく「戦時性暴力被害証言者」

慰安婦とは公娼制度の下で行われていた売春を軍の管理の下で行った女性たちのことであり、当時は「合法」であった。一方、戦時性暴力は、軍当局も厳しく取り締まっていた犯罪行為だ。蘇らはその両者を混同し、日本軍強制連行を主張している。

勝岡寛次は、蘇が公開している以外の裁判原告や日本人の聞き取りなど延べ 77 件の証言を整理して、以下のような事実を明らかにした。

勝岡が確認した証言者内訳は以下の通りだ。(詳しくはネット公開の勝岡作成「中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表」を参照)

- ・中国人慰安婦裁判原告 (1995~2001 提訴) : 24 人  
(第一次 4 人・第二次 2 人・性暴力 10 人・海南島 8 人)

- ・蘇智良『慰安婦研究』（1999）所収の証言者：3人
- ・女性国際戦犯法廷（2000）証言者：2人
- ・石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力』（2004）所収の証言者：10人
- ・展示パンフレット『ある日、日本軍がやってきた』（2008）所収の証言者：18人
- ・梶村太一郎・村岡崇光・糟谷廣一郎『「慰安婦」強制連行』（2008）所収の証言者：1人
- ・蘇智良・陳麗菲“Chinese Comfort Women”（2014）所収の証言者：12人
- ・班忠義監督映画「太陽がほしい」（2015）所収の証言者：7人

重複分を除けば名乗り出た証言者は34人であり、その中で30人88%が慰安婦ではなく性暴力被害者だ。また、26人76%が2つの地域に集中している。すなわち、山西省孟県18人53%と海南島8人24%である。広大な中国大陸の中の二つの地域だけから被害者が出ている。この山西省孟県と海南島の被害者26人は全員、性暴力被害証言者である。また、同一の証言者においても複数の証言の間に、相互に矛盾があった。

ここで強調したいのは、彼女たちが証言している性暴力事件は、加害者側の証言や文献資料などで裏付けが取れていないということだ。また、中華民国政府が行った戦犯裁判でもこれら事件は取り上げられていない。したがって、インドネシアにおけるオランダ人捕虜への慰安婦強制事件などの戦時性暴力として事実関係が確定している事件とは性格が異なる。

勝岡は、なぜこの2つの地域に性暴力被害証言者が集中しているのかについて当時の状況から分析を行った。山西省孟県と海南島は、ともに八路軍と直接もしくは間接的に対峙していた地域であり、憲兵による治安が十分に行き届かなかった。そのような地域で日本軍の性犯罪が多発したことは日本軍の資料などからも確認されている。慰安所設置の目的はそのような犯罪行為の防止だった。したがって、山西省孟県と海南島での戦時性暴力が事実だったとしても、日本軍による中国人慰安婦強制連行は証明されない。

現段階で明らかになっているのは、山西省孟県と海南島を中心に日本軍の性暴力被害に遭ったという合計30人の証言者が存在することと、それ以外、本来の意味の慰安婦だった4人の証言者の存在だけである。前者の証言では、蘇が主張する軍による組織的犯罪は証明されず、むしろ出先の軍人の逸脱行為と判断される。後者は戦場における公娼である慰安婦の中に中国人女性も存在したということであり、これはすでに日本の学界で明らかになっている事実だ。したがって、後者においても軍の強制連行は証明されない。

なお、蘇は『Chinese Comfort Women』で吉田清治証言を朝鮮人慰安婦強制連行の根拠として使っているが（217頁）、同書が出版された2014年6月の段階で日本の学界では吉田証言は信憑性がないという結論が出ていた。同年8月、朝日新聞が吉田証言報道を虚偽と認めて取り消し謝罪したが、蘇は現在も同書を訂正せずにいる。学問的不誠実さの表れといわざるを得ない。

#### 4 中国人慰安婦20万人説はでたらめな計算の結果

最後に、蘇智良の指摘する慰安婦の総数「40万人説」、中国人慰安婦「20万人説」は、荒唐無稽な計算の結果であり、信憑性がないことを明らかにする。

蘇は、1999年に中国語書『慰安婦研究』でこの数字を初めて公表した。同書のカバー裏表紙には以下のような荒唐無稽な主張が太字で印刷されている。

〈慰安婦制度は戦時に日本政府が各国の女性を脅迫して日本軍の性奴隷とした制度である。この制度のもとで奴隷として扱われたのは、四十万人余りの中国、朝鮮、日本、東南アジアおよび欧米各国の女性であり、その罪はあまりに多すぎて、書きつくすには紙が足りないほどである。なかでも中国人女性が蒙った苦痛が最も深刻であり、初歩的な計算では約二十万人余りの女性たちが慰安婦へと身を沈めた。慰安婦と日本軍の関係は、数千年の人類文明史上に他の例を見ない男性が女性を集団奴隷として虐げた事象であり、日本軍国主義の野蛮性、残忍性、暴虐性を十分に暴露している。慰安婦制度は、日本軍閥が人道主義に違反し、両性（男女）倫理に違反し、戦争の常規に違反して制度化した政府の犯罪行為であり、世界女性史上でもっとも痛ましい記録である〉（北村稔訳）

蘇は2014年の英書『Chinese Comfort Women』でも同様の主張を展開している。その意見が英語圏の主要メディアに紹介され、著しく日本の名誉を傷つけていることについて本稿冒頭で紹介した。

ここで、その計算のでたらめさを指摘しておく。蘇は次のような計算をしている。日本兵総数を300万人として、これを慰安婦と兵員の適正比率29で割って、10万3448人という数字を得る。これに回転率、病気・死亡・廃業などによる慰安婦の入れ替りの度合をかけるのだが、蘇はこの回転率を3.5か4として計算し、36万から41万人という数字を導き出す。そして韓国人慰安婦を14万2千として、それを除く20万人が中国人慰安婦だと強弁するのだ。

この計算は3つの点で信憑性に欠ける。第1に、適正比率29はあまりに高すぎる。慰安婦が1日10人を相手にしたら全兵員が3日に1回以上、慰安所を利用しなければならなくなる。29対1であれば、1日10人相手すると3日目の10人目は2回目の利用者になるからだ。蘇は29という数字は吉見義明氏の見解に基づいたものだと主張する。たしかに吉見は1992年に出した『従軍慰安婦資料集』（大月書店）の解説で〈当時、「ニクイチ」という言葉がかなり流通していたようである〉（83頁）と書いている。しかしその根拠をまったく示していない。史料的には「兵100人女1名慰安隊ヲ輸入」という数字が昭和14年4月の上海第21軍軍医部長の報告にあり（金原節三「陸軍省業務日誌摘録」）、吉見自身もその適正比率100を使った計算も行っている（『従軍慰安婦』岩波新書、1995年）。ちなみに秦郁彦は150で計算している（『慰安婦と戦場の性』新潮社、1999年）。しかし、蘇はこれらの議論を一切無視して、現在までも吉見の1992年の説だけにに基づいた著しく偏った数字を主張し続けている。

第2に、慰安婦の交代率の4だが、これも極端に高い。秦は1.5で計算し、吉見は2で計算している。日本軍が中国大陸に全面的に展開した1937年から終戦まで8年間で4回交代したとすると2年に1回、全慰安婦が入れ替わったことになる。

蘇はこの数字の根拠として多くの慰安婦が殺害されたと一方的に主張する。『慰安婦研究』で蘇は、在日朝鮮人評論家の金一勉が紹介した「荒船暴言」（『現代の目』1972年第4号）を根拠に「戦時死亡の朝鮮人慰安婦は十四、三万人に達した」と記し、慰安婦大量殺害の根拠として使っている。荒船発言とは、衆議院議員の荒船清十郎氏が一九六五年十一月二十日の選挙区の集会で、「朝鮮の慰安婦が14万2000人死んでいる。日本の軍人がやり殺し

てしまったのだ」と発言したことを指す。しかし、この荒船発言はまったく根拠のない「暴言」だった。

慰安婦への謝罪と償いを主導したアジア女性基金も「デジタル記念館 慰安婦問題とアジア女性基金」の「慰安所と慰安婦の数」の項で荒船発言の間違いを具体的に指摘した上で、それを無批判で利用している蘇を次のように厳しく批判している。

〈第二次大戦中に「14万5000人の朝鮮人性奴隷」が死んだという（略）荒船清十郎氏の声明とは、彼が1965年11月20日に選挙区の集会（秩父郡市軍恩連盟招待会）で行った次のような発言のことです。

「戦争中朝鮮の人達もお前達は日本人になったのだからといって貯金をさせて1100億になったがこれが終戦でフイになってしまった。それを返してくれと言って来ていた。それから36年間統治している間に日本の役人が持って来た朝鮮の宝物を返してくれと言って来ていた。徴用工に戦争中連れて来て成績がよいので兵隊にして使ったが、この人の中で57万6000人死んでいる。それから朝鮮の慰安婦が14万2000人死んでいる。日本の軍人がやり殺してしまったのだ。合計90万人も犠牲者になっているが何とか恩給でも出してくれと言ってきた。最初これらの賠償として50億ドルと言って来たが、だんだんまけさせて今では3億ドルにまけて手を打とうと言ってきた。」

日韓条約締結時に韓国側は、韓国人労務者、軍人軍属の合計は103万2684人であり、うち負傷ないし死亡したのは10万2603人だと指摘しました。慰安婦のことは一切持ち出していません。ですから、荒船発言の数字はすべて荒船氏が勝手にならべた数字なのです。国連機関の委嘱を受けた責任ある特別報告者マクドゥーガル女史がこのような発言に依拠したことは残念です。

蘇智良氏もこの荒船発言を知り、これに依拠して、朝鮮人慰安婦が14万2000人いたとすれば、36万、ないし41万の慰安婦総数のうち、中国人慰安婦は20万人にのぼると結論しています。これも荒船発言に誤導された推論だと考えられます）  
<http://www.awf.or.jp/1/facts-07.html>

第3に、36万人（交代率3.5）乃至41万人（交代率4）という慰安婦の総数から中国人慰安婦20万人導く計算もでたらめだ。朝鮮人慰安婦14万2千人という説に依拠して、単純に慰安婦総数からこれを差し引いただけだ。そもそも14万2千人は前述の荒船暴言を無批判に使っているだけだからまったく根拠がない。

その上、蘇は多数の日本人慰安婦の数を完全に無視して計算から除いている。日本人慰安婦がかなりの数いたということは専門家の通説だ。それを無視した蘇の計算は学問的にまったく通用しないものと断じざるを得ない。

秦郁彦は、慰安婦は日本人が最も多く、次いで現地人女性、朝鮮人、台湾人、オランダ人と見ている（秦郁彦『慰安婦と戦場の性』新潮社、1999年6月）。

アジア女性基金も、前掲ホームページで「朝鮮人慰安婦は多かったが、絶対的多数を占めるにはいたっていないということです。日本人慰安婦も多かったと言えます」と記述し、昭和13年11月から14年12月まで台湾各州を経由して中国へ赴いた軍慰安所関係者約2千人の民族別構成が日本人50%、朝鮮人30%、台湾人20%だったことを明示している。

おわりに

以上で論じてきたように本研究会は蘇智良らが現在、国際社会に拡散している「日本軍の慰安婦は全部で40万人であり、そのうち20万人は中国人で、大多数が殺された」というプロパガンダが、事実無根の誹謗中傷であることを明らかにしてきた。しかし、2016年5月末蘇が責任者である中国上海師範大学慰安婦研究センターを含む9カ国15団体が慰安婦問題に関する資料をユネスコ記憶遺産に登録申請を行った。

高橋報告は前年の申請内容を詳細に分析して、そのでたらめさを指摘した。

たとえば、「慰安婦を輸送する船」と説明している写真は船体に「慰」の文字が掲げられていることを根拠としている、それは歌手や漫談師が各地を公演して回った「慰問団」の「慰」である。「黒竜江省の慰安所」と説明している写真は、一段高い中央に舞台が設置され、その後ろに映画のようなものが映っている点から考えれば、これは「慰安所」ではなく、慰問団が公演を行った講堂の写真だと思われる、

憲兵の「日本軍犯罪月報」、日本軍北安地方検閲部の「郵政検閲月報」、佐々真之助中将与広瀬三郎中佐の供述、憲兵によって書かれた『南京憲兵隊管轄区域の治安回復状況の調査報告書』などには慰安婦が「強制連行」され、「性奴隷」として働かされたことを立証する記述はない。つまり、中国側が主張する慰安婦の「強制連行」や「性奴隷」として扱われたことを立証する資料は皆無である。(なお、高橋教授は月刊正論平成28年8月号で、2016年の共同申請資料について詳しく分析している。それは本報告をまとめた後の研究成果である。)

高橋報告は〈慰安婦は「強制連行」されたのではなく、「法的保護を受けた風俗業」であり、戦時中、多くの交戦国が同様の施設を設置しており、日本の慰安婦制度のみが特別であったという事実はない〉と主張している。これが本研究会全体の共通認識だ。我が国外務省は、このような基本的認識に立って、事実を踏み込んだ反論を積極的にすべきだと強調しておく。



# 日本における中国人慰安婦の研究と運動

勝岡寛次（執筆担当）

## はじめに

これまで日本軍の慰安婦といえば、専ら韓国人慰安婦を指している場合が多く、中国人慰安婦のことが議論の遡上に上ることは、比較的少なかったように思う。

しかし 2014 年 6 月、中国が南京事件とともに慰安婦関連史料をユネスコの世界記憶遺産に登録申請すると発表した辺りから、俄かに中国人慰安婦の存在がクローズアップされるようになっていく。ただ、中国人慰安婦の実態については現在まで殆ど知られておらず、一般にも認知されていない。

ここでは、この問題に関する日中双方の研究史・運動史を踏まえた上で、文献等で確認できる中国人慰安婦 34 名の証言内容を検討し、中国人慰安婦の実態はどこまで解明されているのかを検証したい。

## 中国人慰安婦研究の起点

最初に、研究史・運動史の観点から見た中国人慰安婦（中国人女性に対する戦時性暴力を含む）の研究動向について、一言しておきたい。本報告書の末尾に「中国人慰安婦・戦時性暴力に関する日本語文献一覧」を付しているが（付表①）、本稿で使用する文献番号は、この「日本語文献一覧」の文献に依拠したことを示している。（例えば①No.1 は、吉見義明『従軍慰安婦資料集』を指すが、煩瑣に渉る場合、①は省略することもある。）

この問題に関する日本側の研究が開始されたのは、1992 年以降のことである（No.1 以降の全ての文献は 1992 年以降のものである）。他方、中国の慰安婦問題も《日本・韓国における「慰安婦」問題が報道・紹介されるなかで継起した》もので、1992 年が起点になっている（No.31）。中国の代表的慰安婦研究者である蘇智良氏が慰安婦研究を開始したのも、1992 年に「一人の日本人教授」から《日本軍の慰安婦制度は上海が発生源》と指摘されたのが端緒になっている（No.14）。

1992 年という年は、朝日新聞による慰安婦「強制連行プロパガンダ」が行われた年であり（朝日新聞「慰安婦報道」に対する独立検証委員会報告書、2015 年 2 月を参照されたい）、中国人慰安婦問題の研究と運動は、朝日による「強制連行プロパガンダ」が起点となり、これに刺激されて起ったものであった。中国人元「慰安婦」（性暴力被害者）として初めて名乗り出た万愛花が来日したのも、1992 年 12 月のことである（No.70）。

## 中国人「慰安婦」裁判の概要

しかし、中国人被害者は万愛花以外にはなかなかあられなかったため、日本の弁護士と運動団体が中心となって、「被害者探し」が行われた。

1994 年 10 月、「中国人戦争被害調査団」として日本から約 10 名の弁護士が北京に行き、「慰安婦」被害者、強制連行被害者、七三一部隊の被害者遺族、南京事件被害者からそれぞれ被害事実を聞き取り、《この弁護士が中心となって被害事実ごとに一九九五年八月から

順次日本政府に対する裁判を提起していった》という (No.57)。

その後、中国人慰安婦をめぐる裁判は、現在までに以下の3件 (Iは第一次と第二次がある) が提訴され、いずれも判決が確定している。(以下の原告の No.は、本報告書末尾の付表②「中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表」の No.である。)

- I 中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟 (第一次): 1995.8~2007.4 (上告棄却)  
原告: 山西省の4名 (②No.7~10)  
中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟 (第二次): 1996.2~2007.4 (上告棄却)  
原告: 山西省の2名 (②No.11, 12)
- II 山西省性暴力被害者損害賠償請求訴訟: 1998.10~2005.11 (上告棄却)  
原告: 山西省の10名 (②No.13, 16~24)
- III 海南島戦時性暴力被害賠償請求訴訟: 2001.7~2010.3 (上告棄却)  
原告: 海南島の8名 (②No.25~32)

最高裁判決はいずれも原告の上告を棄却し、国家無答責による原告敗訴に終わっているが、一方では地裁・高裁判決で原告の被害に対する「事実認定」がなされてしまったことも、事実である (①No.69)。

#### 慰安婦と戦時性暴力 (レイプ) の被害者は峻別する必要がある

上記裁判においても I は「慰安婦」、II と III は「性暴力被害 (者)」とするなど、概念の混乱が見られるので、最初に慰安婦の定義をはっきりさせておく。慰安婦とは、日本国内の公娼制度の延長として戦地に設けられた慰安所で、売春に従事した女性を指す言葉である。これは当時は合法的存在と見なされており、支那事変において強姦が多発したために、それを防止する必要から慰安婦を募集し、慰安所が設けられた。

他方、戦時性暴力 (強姦) は当時においても重大犯罪と見なされており、一般刑法による強姦罪が適用されていたが、陸軍は昭和 17 年 2 月、刑法を改正して戦地強姦罪を新設し、「戦地又は帝国軍の占領地に於て婦女を強姦したる者は無期又は一年以上の懲役に処す」(88 条の 2) との条文を新たに加えている。

支那事変及び大東亜戦争下における、こうした意味での戦争犯罪は、既に連合国による戦争裁判 (東京裁判及び BC 級戦犯裁判) によって裁かれ、日本もそれを受け入れることによって終結している。例えば、日本軍占領下のインドネシアで生じたオランダ人女性の強制監禁・強姦事件の首謀者であった日本軍人・軍属 11 名は、戦後、BC 級戦犯として裁かれている (スマラン慰安所事件)。

しかしながら、同時に留意すべきは、こうした戦争犯罪の事例は日本軍が組織的に関与したものではなく、あくまで一部軍人の惹き起した違法行為であったということである。その意味で、こうした「戦時性暴力の被害者」と「慰安婦」とは、明確に区別して考える必要がある。

因みに、最近慰安婦を意味するものとしてよく使われる「性奴隷」(Sex Slave) という概念も、甚だ定義が曖昧な情緒的用語である。国連のクマラスワミ報告 (1996) 以降、慰安婦は「性奴隷」であるとの誤った見解も国際社会に広がっているが、慰安婦は労働の対

価としての金銭的報酬を得ており、前借金を返済すれば原則として自由の身になれたという点で、「奴隷」とは明確に範疇を異にする。慰安婦を「性奴隷」という曖昧な概念で、一括りにすべきではない。

### 裏付け調査のない中国人慰安婦の「証言」は、実証的な証拠たり得ない

蘇智良氏は、陳麗菲氏との共著“Chinese Comfort Women”（オックスフォード大学出版部、2014）の中で、中国人慰安婦 102 人の「証言」を記録したとし、内 87 人は日本軍が直接「拉致」したと書いている。また、同書は蘇・陳両氏がインタビューした 12 人の中国人慰安婦の「証言」を核としたものであるが、被害者の証言はそれだけでは「事実」とは認められない。

言うまでもないことだが、慰安婦の証言は 70 年以上前の本人の「記憶」でしかなく、その証言を「事実」として立証するためには、まず何よりもそれに対応する加害者側の証言が不可欠である。また、傍証としては本人の供述を立証する物的証拠や、それを裏付ける近親者や友人・知人による証言も必要になってくる。そうした綿密な裏付け調査を欠いた、本人の一方的な供述だけでは、証拠として不十分である。

### 中国人慰安婦 34 名の「証言」の検証

それでは、以上を議論の大前提として、中国人慰安婦の「証言」を検証すると、どうなるだろうか。

現在までに筆者が確認し得た証言者の内訳は、以下の通りである。

- ・ 中国人慰安婦裁判原告（1995～2001 提訴）：24 人  
（第一次 4 人・第二次 2 人・性暴力 10 人・海南島 8 人）
- ・ 蘇智良『慰安婦研究』（1999）所収の証言者：3 人
- ・ 女性国際戦犯法廷（2000）証言者：2 人
- ・ 石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力』（2004）所収の証言者：10 人
- ・ 展示パンフレット『ある日、日本軍がやってきた』（2008）所収の証言者：18 人
- ・ 梶村太一郎・村岡崇光・糟谷廣一郎『「慰安婦」強制連行』（2008）所収の証言者：1 人
- ・ 蘇智良・陳麗菲“Chinese Comfort Women”（2014）所収の証言者：12 人
- ・ 班忠義監督映画「太陽がほしい」（2015）所収の証言者：7 人

以上を合計すると、延べ 77 人となるが、証言者はかなりの部分で重複しているので、重複分を除けば 34 人となる。（重複の詳細については、付表②「中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表」を参照されたい。）

第一に言えることは、この 34 人の証言者は被害場所の点において非常に偏りがあるということである。34 名中 18 名 53%（②No.7～24）が山西省孟県における性暴力被害者であり、8 名 24%（No.25～32）が海南島における性暴力被害者である（付表②の「場所」欄を参照）。即ち、これまでに名乗り出た中国人慰安婦・性暴力被害者の殆ど（34 名中 26 名 76%）は、広大な中国大陸の中の二つのスポットだけに集中している。この偏りは非常に不自然であり、何故こうなるのかということが、当然問題になってこよう。（次節以降で

検討する)

第二に、証言の内容から判断して、34人の証言者の中には慰安婦もいれば、性暴力の被害者もいる(付表②の「慰安婦か性暴力か」の欄を参照)。蘇智良氏が“Chinese Comfort Women”で紹介した12名の証言者は、慰安婦が4名(No.1, 2, 4, 5)、性暴力被害者が8名(No.3, 6, 13, 16, 26, 27, 29, 33)だが、両者を全く区別することなく、一様に「中国人慰安婦」として取り上げている。しかし、前記した通り、**慰安婦と性暴力の被害者は性質が全く異なるので、分けて考えなければならない**。現に、蘇智良氏が同書の中で「中国人慰安婦」として取り上げている万愛花(No.16)は、「私は慰安婦ではない。だれが何と云おうと慰安婦ではない。私が共産党員だったから、強制連行されたのだ」(①No.98)と証言しているにも拘らず、同書では彼女のような性暴力被害者も一様に「慰安婦」と見なしている。万愛花を含む多くの性暴力被害者は「慰安婦」という言葉を嫌ったためだろう、上述の慰安婦裁判においても中国人「慰安婦」裁判(I)とは別立てで、「性暴力被害者」の原告として提訴している(ⅡⅢ)ことから見ても、両者は峻別する必要があるにも拘らず、蘇氏は両者を同一視し、或いは意図的に混同しているとしか思えない。

また、証言者34名全体について検討すると、慰安婦と解し得るものは34名中4名12%(②No.1, 2, 4, 5)と非常に少なく、**圧倒的多数(No.3, 6~34の30名88%)が性暴力の被害者であり、「中国人慰安婦」とは言えない**。特に、上述の山西省孟県及び海南島の性暴力被害者(26名)は全員がそうである(付表②の「場所」欄及び「慰安婦か性暴力か」の欄を参照)。

第三に、**同一の証言者においても複数の証言の間に、相互に矛盾がある**点を指摘できる。例えば、周粉英(②No.2)は自分からお金を貰ったと証言している、唯一の慰安婦のケースである(証言を具体的に訳出すると、《中国人の年配の女性がいて、彼女が女性を監督し、〔日本兵から〕入場料を集めていた。この年配の女性は私たちに毎月、日用必需品を買うために1元かそこらをくれたが、このお金は十分というには程遠かった》、“Chinese Comfort Women” p.91)。ところが、同人は別の場所では《お金を受け取ったことは一度もありません》(①No.39, 13頁)と、全く矛盾する証言をしている。

慰安婦の証言は、それだけでは「証拠として不十分である」と前に言ったのは、このように相互に矛盾する場合が有り得るからである。周の場合も、蘇氏に対してはお金を貰っていたことを具体的に証言しながら、別の場所では一度も貰わなかったと証言しているのは、被害を強調するために、意図的にお金は貰わなかったことにしたのだろうか。その意味で、慰安婦もしくは性暴力被害者の「証言」は、それだけでは「事実」と認定することは出来ない。

以下、第一に指摘した地域的な偏りの原因を考えるために、山西省孟県と海南島における性暴力被害の背景について、それぞれ検討する。

### 山西省孟県における性暴力被害の背景

山西省孟県の性暴力被害者18名(②No.7~24)の証言は、いずれも日本軍に拉致・連行され、長期間にわたり監禁された上で拷問・強姦を受けたという悲惨なものだが、彼女たちが被害にあった一番の理由は、この地域が共産ゲリラの拠点に近く、八路軍(共産党

軍)との関係を疑われたためだった(No.9~12, 15~16, 21の7名がそのことを証言している)。一番典型的なのは万愛花(No.16)の場合で、「私が共産党員だったから、強制連行されたのだ」と自ら証言している(①No.99)。

日本軍が孟県県城を占領したのは昭和13年1月のことだが、孟県のすぐ北の五台山は直前の昭和12年10月まで八路軍が司令部を置き、共産ゲリラの根拠地となっていた。昭和15年8月と9月には共産ゲリラに急襲されたこの地域の日本軍が大きな被害を受け(所謂「百団大戦」)、日本軍はその報復として「共産軍ヲ徹底的ニ壊滅セシメン」として晋中作戦を発動する。

しかし、広大な中国大陸に対して日本軍の投入できる兵員数は限られており、小兵力の分遣隊を各地に分散配置する以外になかった(高度分散配置)。こうして各地に小兵力が分散すると、憲兵はおろか上官の目さえ届かない中で、特に古参の下士官兵を中心に軍紀が弛緩し、戦争犯罪の温床になった地域も、一部にはあったようである。このことは北支那方面軍司令部も認識しており、「軍紀振作ノ対策ニ就テ」(昭和17年12月)という文書の中で、次のように述べている。

《一部ニ在リテハ建軍ノ本義ニ悖リ軍紀ヲ破壊スル悪質犯、…強姦犯、掠奪犯等最モ忌ムヘキ犯罪依然トシテ多発シ…、寔ニ寒心ニ堪ス》。

前記した陸軍刑法改正による戦地強姦罪の新設(昭和17年2月)も、かかる前線の状況に即応したものだだった、と言えるだろう。

山西省孟県の性暴力被害者の多くは、日本軍の兵士によって山上のトーチカ(砲台)やヤオトンと呼ばれる洞窟に拉致連行され、連日強姦や拷問が繰り返されたこと、身代金を払ってやっと解放されたことを、一様に証言している。これについては、石田米子・内田知行両氏による詳細な聞き取り調査があり、被害者側の証言を丹念に記録するとともに、その背景を究明している(①No.82)。

これに対して、加害者側(元日本兵)の証言は圧倒的に少ないのだが、孟県を警備した固兵団衛生兵の松本栄好氏は、次のように証言する。

《ある日、例のごとくに討伐に出かけた。いつもは集落を急襲しても、いるのは鶏と豚ぐらいであるが、その日はどうしたことか逃げ遅れた人たちがいた。そこで、七、八人の女性たちを捕らえて陣地に連れてきて、兵舎の中に監禁したことがある。(中略)

隊長は叩き上げの曹長で、なかなかの人物と私は見受けていた。しかし、どんな人格者の隊長といえども、その兵隊たちの行動を阻止することはできないのである。

兵隊たちの中には、万年上等兵と言われている、いわば兵隊のごろつきがいる。(中略)

一応、軍律はあるのだけれども、前線ではあってもないのと同じである。(中略)

隊長は、こういうごろつき兵隊をうまく取りまとめていかなければならない。そして、こういう連中がいわゆる「戦果」をあげるのである。中国の人たちを捕らえること、捕らえた者を殺すこと、女であれば犯すこと、そういうことを、ちょうど猟師が獲物をしとめたときに覚えるような快感をもってやる。こうなったら、もうどうしようもないのである。

私は、その女性たちの性病検査をやらされた。そして兵隊たちに、注意しろよと言いながら医務室に山ほどあったコンドームを配布した。今思うと、拒否すべきことだったと思うが、拒否できなかったというより、拒否しなかった。性病予防は衛生兵の仕事だ

からである。(中略)

一週間ほど経って、隊長は兵隊たちを集めて言った。「もうよかろう。帰そう」と。そして、その女性たちを解放して、その代わりに村長に言いつけて、性を売ることを仕事としている二人の女性を兵舎に入れた。その女性たちの性病検査も私の仕事だった。これが、上社鎮の分遣隊で私たちが、否、私が実際に行ったことである》(No.95)

上記の監禁・レイプについては、松本氏が実際に目撃した事実かどうか、疑問も残るが(別の証言では松本氏は、レイプ等の戦争犯罪を目撃した事実は「ありません」と答えている。No.98)、この証言の中で寧ろ注目すべきは、監禁・レイプされた女性を一週間後には隊長が「解放」し、その代わりに慰安婦を兵舎に入れていることである。監禁・レイプは犯罪だという意識が、隊長にはあったからこそ、彼女たちを解放し、合法的存在であった慰安婦に代えたのだろう。

しかし、共産ゲリラと直接対峙する最前線である分遣隊には、慰安婦は通常はいない。山西省で宣撫官をしていた青江舜二郎の回想には、次のようにある。《現地に日本人娼婦が“配給、されることはほとんどなく、何ヶ月に一度わずか四、五日の滞在で朝鮮の女たちがトラックではこぼれて埃っぽくやって来る。それがまるで文字通り“天女、”のようであった。》(青江舜二郎『大日本軍宣撫官』)

では、慰安婦を「調達」できない場合にはどうするのか。山西省上社鎮の住民から聞き取り調査をした前掲の石田米子は、同地における「女性の被害」について、次のようにまとめている。《日本軍はここに入ってくると、鎮の中街に朝鮮人「慰安婦」十数人を連れて来て「慰安所」をつくった(百団大戦の前)。彼女たちは百団大戦で日本軍と一緒に撤退、その後はそのような施設はつくられなかった。百団大戦前の日本兵は規律がわりあいあって、あまりひどいことはしなかったが、再占拠してから野蛮になった。女性を拉致して砲台に連行することはその頃から始まった。》(No.84)

以上から解ることは、次のようなことである。慰安所と慰安婦の存在は、確かに強姦の抑止・軍紀の維持に有用だった。だが、慰安婦がいなくなると軍紀は低下し、女性の拉致・連行が常態化した、というのである。

だが、慰安婦がいなくなった全ての分遣隊で、こうした監禁・レイプが常態化していたのかといえば、どうもそうではないようだ。当時山西省遼東の分遣隊にいた近藤一氏は、昭和18年の河北作戦(春季太行作戦と思われる)に参加した際、自らも一度だけ輪姦に加わったことを証言しているが(No.84, 87)、女性の監禁については、近藤氏の記憶にもない。近藤の聞き取り調査を本にまとめた青木茂は、次のように書いている。

《近藤の所属する部隊にもたくさん分遣隊があつたが、女性を「慰安婦」として監禁している隊はなかったと考えている。「慰安婦」や強姦・輪姦のようなことは、部隊や指揮官により、また地域や時期により、やり方がまったく異なるようだ。》(No.87)

近藤はこの点について、次のように指摘している。

《軍隊というのは場所や入った部隊、またその入った年代、時期によってガラッと違ってきます。》

《中隊長が違いますと、部下の兵隊の性質が違ってきます。》(No.84)

強姦や拷問などの残虐行為が行われるかどうかは、中隊長が率先してそれを行うかどうかによって決ったことは、山東省で衛生兵をしていた桑島節郎氏が、次のように証言して

いることから解る。

《〔昭和十九年〕六月四日、討伐隊が寒里東方の東公留蜜村で五名の若い女性を捕えた。いずれも二十歳前後、山奥にはめずらしい断髪でインテリ風、一見して八路軍側の女子工作員と思われた。柏崎中隊長なら、ウムをいわず即座に裸にして拷問をくわえるところであるが、小川中隊長はそういう手荒なことはしない。しばって中隊に連行したのみであった。

中隊長が残虐行為をしなければ、部下もやらない。第一中隊は〔柏崎中隊長の転任で〕小川中隊長になってから、すっかりおとなしい中隊になってしまった。三光作戦といい住民殺害といい、これはやはり、第一線の指揮官である中隊長が先頭きってやらなければ、行なわれなかったということがいえよう。》(桑島節郎『華北戦記』)  
第一線における軍紀の維持は、上に立つ人間次第というところが、多分にあったのだ。前掲の近藤氏は又、次のようにも言う。

《そもそも私らの中隊では、将校よりも下士官のほうが威張っていました。独混四旅〔独立混成第四旅団〕の中隊将校は、ほとんどが幹部候補生あがりだったから、「このインテリが、娑婆では威張っていられても、軍隊では星の数よりメシの数がものをいうんだ」ということで、馬鹿にしていたんです。》

《分遣隊には普通は少尉が隊長である将校分遣と、下士官が隊長をする下士官分遣があって、将校分遣は大体統率がとれているのですが、下士官分遣は下士官や古年兵のやりたい放題です》(No.87)

「ごろつき兵隊」の「やりたい放題」は、下士官分遣の場合に起りがちであったと言えるだろう。

このようにレイプや監禁は、広大な中国大陸の何処でも起っていたわけではない。

第一にそれは、八路軍と日本軍がせめぎ合う（従って憲兵の監視の目が届かない）最前線でのみ起り得た、特殊なケースだったと言える。第二に、最前線であっても、中隊長がしっかりしている場合には、軍紀は厳正に保たれ、強姦や監禁などの不法行為は起らなかった。第三に、《将校よりも下士官の方が威張って》いて、《どんな人格者の隊長といえども、兵隊たちの行動を阻止することはできない》ような場合に、部下の横暴を上官が制止できず、結果的にレイプや監禁が野放し状態になる場合があった。しかしこれらは何れも、本来なら戦地強姦罪を適用すべき、明白な戦争犯罪である。

前記の石田・内田氏は、《孟県の事例は、特殊例ではなくて広範に発生した現象の代表例である》と、さしたる根拠もなく述べているが(No.82)、どうしてそんな断定が出来るのか。山西省孟県で起った性暴力は、上記のように幾つもの要因が重なって起きたと考えられる特殊なケースであって、合理的な理由もなく、こうした特殊事例を一般化すべきではない。広大な中国全土で同様のことが起っていたなどという証拠は、何処にもないのである。

## 海南島における性暴力被害の背景

次に、海南島における性暴力被害の背景を検討したい。

日本軍が海南島を占領するのは昭和 14 年 2 月のことだが、ここは元々抗日勢力の非常に強いところで、共産ゲリラ（遊撃隊）による抗日闘争に、日本軍は絶えず悩まされるこ

となる。海南島を占領統治した海軍は、「Y作戦」と呼ばれる軍事作戦を、占領期間中に9度も発動しているが、度重なる軍事作戦遂行にも拘らず、「敵勢力」は一向に衰える兆しを見せなかった。『海南警備府戦時日誌』によれば、「敵勢力」は昭和17年6月時点では約1万人とされているが、漸次増加し、昭和19年3月時点では「全島のニ共産党ノ組織拡大化ヲ図リツヽツアリ」という情勢で、「敵勢力」は1万5千人を超える趨勢にあった。

そのような中で、昭和17年6月の「Y6作戦」では「作戦実施上支障無キ限り努メテ民家ノ焼打等ハ実施セザルコト」としていたのが、同年11月の「Y7作戦」になると「共産部落ハ之ヲ清掃ス」「敵匪ト通ゼン者ハ嚴重処分ス」というふうに変化する。典型的な村人の証言に、次のようなものがある。

《この村は共産党の遊撃隊の活動が活発で、(中略)日本軍は若い男を見ると、遊撃隊と見なして捕まえた。日本軍には望楼を造るために水汲みなどの仕事をさせられた。その望楼を遊撃隊が襲撃して、日本兵13名を殺したことがある。》

《遊撃隊による望楼への襲撃の後、日本軍はこの襲撃に対する報復として白砂村を襲い、すべての家を焼き払った。》(No.109)

これは「百団大戦」後の晋中作戦と同じであり、海南島の状況は山西省孟県と酷似していた、と言えるだろう。こうした背景の下で孟県同様、憲兵の目の届かない最前線にいる兵士の軍紀の弛緩から、戦時性暴力が日常化していた可能性も考えられる。

海南島の性暴力被害者8名(②No.25~32)の証言を見ると、日本軍によって拉致・監禁され、長期間にわたり強姦を受けたという事例が大部分だが、これとは別に、レイプした日本兵が後で「処刑」された、という村人の証言もある。

《昨年亡くなった女性は、当時日本兵に乱暴され、乱暴されたとき染料を日本兵の服になすりつけた。その日本兵はその後上司に罰として処刑された。それはおそらく強姦したためというよりも、軍服を染料で汚したことをとがめられて処刑されたのではないか。》(①No.109)

軍服を染料で汚したぐらいで、処刑される筈はあるまいから、この兵士は《軍服を染料で汚したことをとがめられて処刑された》のではなく、軍服に染料がついていることを上司に見咎められ、強姦が発覚して処刑された、と解する方が自然だろう。

また、海南島の被害者4人を取材した班忠義氏は、次のような興味深い指摘をしている。

《四人には被害場所や相手の階級に違いはあるけれど、「奉仕」する相手が固定した個人であること、報酬のないこと、「上」(本部)から「慰安婦」が来るときに限って二、三日休ませてもらえることなど、いくつかの共通点があった》(No.103)

このことは、彼女たちが軍の公認する「慰安婦」ではなく、性暴力の被害者だったことを如実に示すものである。彼女たちは、軍公認の巡回慰安婦が派遣されたときに限って、休ませてもらえた——換言すればそれは、軍紀に違反することを承知の上で、軍上層部の関知しないところで秘かに行われていた(発覚すれば、当然処罰の対象となる)戦争犯罪者だったのである。

海南島の場合、日本兵は数人でグループを組み、一人を見張り役に立たせた上で、強姦乃至輪姦に及んでいる事例も多い。例えば、黄有良(②No.26)は《門を警護する兵士がいつもいて、彼らは私たちをどこにも行かせなかった》と言い("Chinese Comfort Women", p.128)、林亜金(No.29)は《ドアは二重鍵になっていて、いつも日本兵が外に立って家

を警護していました》《普通は3, 4人の兵士が私の部屋と一緒に来ました。その内の一人がドアを見張っていました》と証言している (ibid., p.137)。犯罪であることを、日本兵自身が自覚していた証拠、と言わざるを得ない。

海南島については、元日本兵の証言は皆無で、被害者側の証言しか出てきていないが、山西省孟県の場合と同じく、これは上官や憲兵の目の届かないところで起った、例外的な戦争犯罪と見なさざるを得ない。海南島戦時性暴力損害賠償請求訴訟の二審判決 (2009) は、《日本軍の正規の命令や作戦活動及び占領政策から行われたものであることを認めるに足りる正確な証拠はないと言わざるを得ず、これに関与した日本軍人が作戦活動から離れて、又は作戦活動とは別に何らの権限や正規の命令に基づかず、自らの性欲を満足させるために行ったものと推認される》としたが、妥当な判断であろう。

### 中国人慰安婦の数の問題

最後に、蘇智良氏の指摘する慰安婦の総数「40万人説」、中国人慰安婦「20万人説」について、その誤りを指摘しておきたい。

蘇智良氏のこうした見解は、氏の『慰安婦研究』(上海書店出版社、1999)で初めて公表されたものだが、計算式の根拠が極めて薄弱である。慰安婦の総数「40万人説」は、正確には「36万人～41万人」とするものだが、それは次のような計算式に拠るものである。

まず、当時の日本兵総数を300万人として、これを29で割る。29というのは兵士29人につき1人の割合で慰安婦がいたという意味で、慰安婦と兵員の適正比率を指す。《当時、「ニクイチ」という言葉がかなり流通していたようである》という吉見義明氏の見解(①No.1解説)に基いたものようだが、それが正しいという根拠は何処にもない。現に吉見自身が適正比率100でも計算しているし(No.4)、適正比率を50で計算する研究者(秦郁彦1993)もいれば、150(板倉由明・秦郁彦1999)で計算する研究者もいる。

次に、これに慰安婦の交代率(回転率)3.5～4を掛ける。交代率というのは、病気・死亡・廃業などによる慰安婦の入れ替りの度合のことだが、これも研究者によって異なり、交代率を1.5で計算する研究者(秦郁彦・吉見義明)もいれば、2で計算する研究者もいる(吉見義明)。交代率3.5～4という極端に高い数字は、蘇智良氏だけである。

こうして得られた数字が、36万人(交代率3.5)乃至41万人(交代率4)という慰安婦の総数になるのだが、ここから中国人慰安婦20万人がどのようにして導き出されるかという、朝鮮人慰安婦14万2千人という説に依拠して、単純に慰安婦総数からこれを差し引いただけのようである。慰安婦には日本人も相当数含まれており、秦郁彦氏によれば、中国人は元より、朝鮮人よりもその数は多かった由である(No.9)。しかし、蘇氏はその最大数いた筈の日本人慰安婦を計算に入れることを、完全に失念してしまっている。いかにデタラメな計算でしかないか、ということである。

その上、蘇氏が依拠した朝鮮人慰安婦「14万2千人説」は、かつて荒船清十郎という代議士が「勝手にならべた数字」に過ぎず、蘇氏の中国人慰安婦「20万人説」は、アジア女性基金からも次のように批判されている。《蘇智良氏もこの荒船発言を知り、これに依拠して、朝鮮人慰安婦が14万2000人いたとすれば、36万、ないし41万の慰安婦総数のうち、中国人慰安婦は20万人にのぼると結論しています。これも荒船発言に誤導された推論だと考えられます》(「慰安所と慰安婦の数」、デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」)

より)

日本側研究者で、蘇智良氏の主張するような膨大な数の慰安婦に言及する学者は、誰もいない。吉見義明氏は慰安婦の総数について、「一定期間の監禁・強姦のケースを除くと、最低でも5万前後、それを含めると5万を相当上回る」とするが(No.40)、中国人慰安婦の数については特に言及していない。秦郁彦氏は、慰安婦の総数は「多めに見ても二万人前後」、中国人を含む「現地人」はその内の三割(6千人)程度としている(No.9)。蘇氏の主張する中国人慰安婦「20万人説」とは、雲泥の相違がある、と言わねばならない。

## おわりに

以上から判ることは、中国人慰安婦の研究は非常に歪められた形でしか行われていない、ということである。

蘇智良氏の研究に典型的なように、中国側の研究は慰安婦と戦時性暴力の被害者を同一視もしくは意図的に混同したものが多く、「中国人慰安婦」の証言といっても、その圧倒的多数は、当時であっても戦争犯罪であった戦時性暴力の被害者の事例でしかない。

日本側研究者の中には、両者を明確に区別している者もいる。例えば、前記の石田・内田両氏は、山西省のような《前線の農村地帯の戦時性暴力は、「慰安所」型と南京型〔攻略時集団強姦型〕の中間型》であり、《孟県における性暴力被害は、「慰安所」「慰安婦」ではその実態をとらえきれない》と指摘している(①No.82)。

とはいうものの彼らの研究は、基本的に戦時性暴力の被害者の「証言」のみに依拠しており、現地調査を何度も行って証言の「裏を取る」努力はしているものの、果してそれが日本軍による組織的犯罪なのか、それとも一部兵士による逸脱行為なのか、中国全土で同様のことは起っていたのか、それとも特殊な例外的事象に過ぎないのかといった点の検証は、全く行っていない。ましてや、性暴力以外の中国人慰安婦の研究については、殆どお手上げ状態と言ってよい。この点については、《まだまだ全体像の見えない実態があることだけは自覚しておかなければならない。》(No.82)と彼ら自身も認めている通りである。

それにしても、戦時性暴力の被害者が山西省孟県と海南島にばかり集中している理由は何なのだろうか。この点の究明が、先行研究では明らかに疎かにされている。前述の通り、この両地域は日本軍が共産ゲリラと直接対峙せざるを得なかった、特殊な地域だった。同様の地域は、他にもあったのだろうか。

日本軍は河北・山西省を「敵性地区」(抗日根拠地)・「准治安地区」(抗日遊撃区)、「治安地区」(被占領区)の三つに分けていたが、「准治安地区」と「治安地区」では、性犯罪の発生率に大きな違いがあったようである。

《「准治安地区」において中国女性にとって受難であったのは、強姦・輪姦被害が多かったことである。同区においては、被害者側が日本の憲兵に訴える可能性があったので、「死人に口無し」の言葉どおり、証拠隠滅をする心理から、強姦・輪姦後に殺害してしまうケースが多かったのである。「治安地区」では、日本軍当局によって婦女陵辱行為は厳しく禁止され、日本兵の側でも同区では強姦はまかりならないと自覚していたから、河北省の「治安地区」にある都市においては、…組織的な性犯罪はほとんど行われなかった。》(No.7)

つまり、日本軍の性犯罪が多発したのは、憲兵による治安が行き届かない、八路軍と直接もしくは間接的に対峙していた地域（准治安地区・抗日遊撃区）に限られることが、ここからは窺える。中国の性暴力被害者のカミングアウトが山西省孟県と海南島に集中しているのは、このことと恐らく無関係ではあるまい、と思われる。

韓国人慰安婦裁判（1991 提訴）と朝日新聞の「強制連行プロパガンダ」（1992）に刺激される形で、この両地域には 1994 年以降、日本人が大挙して押し寄せ、原告探しをした。その結果、性暴力被害者の発掘が進んだという事情もあるだろう。しかし、このことは逆に言えば、中国全土で慰安婦を探し回っても、結局山西省と海南島でしか、原告になりそうな「玉」は見当らなかった。それも慰安婦ではなく、戦時性暴力の被害者しか見つからなかった、ということなのである。

こうして、中国人女性に対する元日本兵の性暴力が大きくクローズアップされ、今日に至っているが、多くの研究者はこうした戦時性暴力を「一部兵士の軍紀逸脱行為によるもの」とは見していない。《軍の作戦に基づいた組織的なもの》（No.74）であり、《まぎれもなく日本軍の作戦それ自体が引き起こしたもので…個別の不良兵士が私人として犯した偶発的な事件では決してない》（No.82）と結論づけているのが現状である。だが、果してそれは公正な態度と言えるのだろうか。

日本側の研究者は、中国側の政治宣伝に過ぎない「三光作戦」を鵜呑みにし、山西省における八路軍の「燼滅掃討」を目指した前述の晋中作戦を、組織的な「ジェノサイド」であったと喧伝する（No.26）。しかし、日本軍の『晋中作戦戦闘詳報』にある以下のような注意事項は、故意に無視して報じないのである。

《無辜ノ住民ヲ苦マシムルハ避クヘキモ 敵性顕著ニシテ敵根拠地タルコト明瞭ナル部落ハ 要スレハ焼却スルモ亦止ムヲ得サルヘシ

但シ此ノ場合ニアリテモ 虐殺掠奪ニ類スル行為ハ厳ニ戒ムルヲ要ス》

（「討伐隊ニ与フル注意」）

この「虐殺掠奪ニ類スル行為」の中に戦時性暴力（強姦）も含まれることは、言うまでもない。また、日本軍が《掠奪、強姦、放火、拉夫》を「四悪」と呼び、その根絶をししばし指示していたことも、殆ど報じられることはない。

《掠奪、強姦、放火、拉夫ヲ四悪ト称シ、支那人ノ最モ嫌悪スル所ナリ。日支親善上弊害大ナリ。》（第一軍『犯罪通報綴』、昭和 17 年）

また、北支那方面軍参謀長の通牒（昭和 13 年 6 月 27 日付）によれば、そもそも方面軍は強姦に対しては最初から次のような強い姿勢で臨んでいたのであり、この方針が中途で変更されて、強姦は勝手次第となった、もしくは「ジェノサイド」政策に転じたなどということは、筆者は寡聞にして聞いたことがないのである。

《各処ニ頻発スル強姦ハ単ナル刑法上ノ罪惡ニ留ラス治安ヲ害シ軍全般ノ作戦行動ヲ阻害シ累ヲ国家ニ及ホス重大反逆行為ト謂フヘク部下統率ノ責ニアル者ハ国軍国家ノ為メ泣テ馬稷ヲ斬リ他人ヲシテ戒心セシメ再ヒ斯ル行為ノ発生ヲ絶滅スルヲ要ス若シ之ヲ不問ニ附スル指揮官アラハ是不忠ノ臣ト謂ハサルヘカラス》（No.1）

山西省孟県や海南島で発生したような日本兵の性犯罪は、こうした軍の凡ゆる規律保持

の努力にも拘らず、そのコントロールの及ばない地域でのみ発生した戦争犯罪であり、飽くまで例外的な事例でしかないのである。

## 蘇智良『慰安婦研究』を評す

北村稔（立命館大学名誉教授）

### はじめに

上海師範大学教授の蘇智良は、「中国人慰安婦問題」の仕掛け人である。本稿では蘇智良『慰安婦研究』（上海書店出版社、1999年）の出版背景を明らかにし、同書の内容を批判的に紹介した。

慰安婦を含め、売春行為は英語圏では **The world oldest profession**（世界でもっとも古い職業）と諧謔味を込めて呼ばれ、世界中に様々な形で存在している。日本では古くから独自の遊郭文化が形成されたが、中国においても同様である。

中国語で売春婦を意味する「妓女」を、学術情報検索データベース・サービスの **CiNii** に打ち込めば、夥しい中国語著作（台湾を含む）が出現する（本稿では引用文以外、売春行為を生業とする人々を妓女と呼ぶ）。そして妓女の実態が社会学的観点や文化史的観点から事細かに論じられるが、その存在の是非を人道的（ヒューマニタリアン）な立場から論じ、存在自体を論難しようとする姿勢は希薄である。

これより筆者は、「中国人慰安婦問題」は中国政府が中国人研究者を使って行う謀略であると確信した。すなわち、売春という世界共通の事象に対して、民族国家間の戦争状態の中で発生する侵略・被侵略の関係を持ち込み、新たな「人道的見地」から批判するのである。要するに、日本軍の管理下で行われた売春の一形態である慰安婦制度を、実態を確認せずに歪めて描きだし、女性迫害（差別）の究極として糾弾し歴史問題化させるのである。

「<https://zh.wikipedia.org/zh-tw/%E8%8B%8F%E6%99%BA%E8%89%AF>, 2016年4月15日最終閲覧」によれば、蘇智良の略歴は以下のとおりである。1956年に上海で生まれ78年に華東師範大学歴史系（学部）を卒業し、85年まで大学院で中国近現代史を研究した。やがて上海師範大学教授に就任し、90代には東京大学に赴き研究を行った。最初の刊行論文は、上海の秘密結社の青帮の指導者である杜月笙に関するものであり（1988年）、このあと上海の秘密結社の組織全体に関する研究書を刊行し（1991年）、同書は台湾でも出版された。蘇智良は中国人慰安婦問題には門外漢であった。

状況を一変させたのは、1992年に日本で行われた国際研究会への参加であった。蘇智良は一人の日本人教授から、「日本軍の最初の慰安所は上海に設けられたのではありませんか」という質問を受け、即答できなかった。大いに恥じた蘇智良は、これをきっかけに中国人慰安婦研究を開始する（原載：「上海壹周」（Shanghai Weekly），No.350、2007年7月）。1998年には日本の民間団体の招請で訪日し、中国人慰安婦問題について各地で講演を行い、翌年の1999年に『慰安婦研究』を自費出版した。

### （一）慰安婦制度を支えた夥しい妓女の存在

蘇智良と同じく上海史を研究する人物に、上海師範大学教授の邵雍がいる。筆者（北村）は邵雍『中国近代妓女史』（上海人民出版社、2005年）を通読し、日本軍は妓女の健康診断等に関与したが、中国人慰安婦制度は中国の売春制度の土台のうえで展開された売春の

一形態であった事実を確認した。同書が描く太平洋戦争（大東亜戦争）勃発後の雲南省昆明での中国人妓女と米軍兵士の関係、更に戦後の四川省成都での「盟軍招待所」と名付けられた米軍専用施設の存在を知るとき（369-70 頁、将校用と兵士用があった）、規模の差はあれ日本軍の慰安婦制度とどこが異なるのかという思いが湧いた。

ちなみに蒋介石の率いる国民政府は公娼を禁止する法令をしばしば発していたが、却って私娼を増大させ、売春をとりまく従来からの状況は変化しなかった。1934年の全国的状況について、当時の研究は次のように言う。「我国の都市に娼妓が多いことは、隠しおおせよの無い事実である。公娼を禁止しているところでは私娼が特に多く、公娼を認めているところでは公娼も私娼も多い。・・・公娼と私娼の数は、最近の大まかな統計では、上海だけで6万人以上10万人以下である。南京だけでも私娼が約3千人いる。北平（北京-北村）では公娼が約2千人、漢口では1,735人に達し、二つの都市の私娼の数は公娼の数に数倍する。その他の大小の都市のどこにでも、私娼と公娼が1千人前後はいる」。このほか、6万人以上10万人以下という上海の妓女数を基礎に、1934年当時の上海の成人女性の9人から15人に1人が妓女であったと算出する研究も存在している（『中国近代妓女史』、255-6頁）。

当時の中国社会の特色に、無数の土匪（匪賊）の存在がある。農民になりたくても土地が無いのである。土地を持ってない多くの男性が、土匪あるいは軍閥の兵士さらには共産党ゲリラにならざるを得なかったように、多くの女性も生きるために妓女（娼婦）にならざるを得なかった。この社会的メカニズムの存在により、中国ではどこの都市にも数多くの妓女が存在し、この上に日本軍の中国人慰安婦制度が展開された。

『中国近代妓女史』に描かれた、日本軍が占領した中国北部の主要都市である石家荘、天津、北平（北京）の慰安婦制度の実態を確認する。日本軍占領下の中国北部には、北京を首都に中華民国臨時政府が成立し（1937年12月）、河北省、山東省、河南省、山西省を行政区域とした。ちなみに中国南部には南京を首都に中華民国維新政府が成立し（1938年3月）、江蘇省、浙江省、安徽省を行政区域としていた。これらの親日傀儡政権は中国語では偽政権とよばれる。「偽」とは「正統」ではないと論断するレッテルである。このあと1940年に南京に汪兆銘政権が成立すると、中華民国臨時政府は華北政務委員会と改称する。

石家荘の状況は以下のとおりであり、親日傀儡政権が中国人妓女を集め日本軍に慰安婦として提供していた事実が確認できる（323頁）。

「日本軍の占領以前の石家荘には昇平街や同義街などに少数の妓女がいただけであった。1942年になり偽政権は従来からいた妓女を集中させ、さらに拡充した。70万元を使って56の妓院を建設し、さらに検査所を建てた。全部で1,250の部屋があり敷地は22,000平方メートルで妓女は3千人以上おり、日本軍はここを新市区あるいは歓楽街と名付けた。その完成式典には、石家荘に駐屯する日本の特務機関や憲兵隊や軍隊のトップさらには領事館の総領事、および偽市長などの大小の漢奸（民族の裏切者-北村）たちが出席した。式典が終わると日本軍の将校たちは妓女をはべらして宴会を行い、彼らはこのあと歓楽街の常連となった」。

天津では日本軍占領期間中に、売春業がピークに達していた（324-7頁）。日本軍占領後の1938年には、天津市は法令を出し妓女と経営者を管理下に置いた。650軒の妓院と

3,080人の妓女が登録され、健康診断も行われた。高級妓女たちは豊かな物質生活を送り、世話係の女性を侍らせ姑娘（お嬢さん）とよばれていた。1940年から1945年の期間に、天津には日本人と朝鮮人が経営する妓院以外に、中国人が経営し登録されている妓院が3千軒以上あった。ちなみに石家荘の例から考えれば、これらの妓院が慰安所となり日本軍兵士に中国人慰安婦を提供したと考えてよい。いうまでもなく売春自体は悲惨な職業だが、『中国近代妓女史』の描く天津の妓女たちの物質的生活には悲惨さが窺えない。

ところが『中国近代妓女史』の実証的な記述は、妓女たちと慰安婦制度の関係を正面から論じる場合には一変する。「天津の同業公会理事（妓院団体の理事―北村）の李万有たちは、日本侵略者の指図のもとに妓女のグループを慰安婦として次から次に日本軍の軍営に送り込み、彼女たちの多くは精神的かつ肉体的な傷を負って非業の死を遂げた」と。日本軍に協力した妓院の経営者たちは、青帮などの秘密結社のメンバーであった。

日本軍は軍営（軍隊が駐屯する建物）の外に慰安所を設置して性の問題を集団的に処理したのであり、『中国近代妓女史』が多くの資料に依拠して実証するところである。日本軍の軍営に妓女たちがグループで継続的に送り込まれ多くの死者がでていたのなら、噂はすぐ広がり次のグループが続かなかったことが容易に理解できる。この部分の描写には、関連資料の注記が無く、それまでの実証的かつ詳細な記述と対照をなし、完全に浮き上がっている。

ちなみに前述した四川省の成都での米兵関連の描写でも、妓女たちが同じような過酷な状況下におかれ、死者が出たことが記述されている。米軍の場合には、妓女の口述記録を含む注記が付いている。

北平（北京）の状況も、天津と大同小異であった（329頁）。日本軍占領後の1938年になり、北京市警察局は妓女管理に関する健康診断を含む諸法令を制定した。大量の日本兵への対応策である。1941年に行われた燕京大学（北京に本部を置いていたアメリカ資本の私立大学）の中国人教授の調査によれば、北京の成人女性の250人に1人が妓女であり、この比率は当時の世界諸都市中で最多数を誇った上海に次いだ。以上の状況下に中国人慰安婦制度が展開されたが、『中国近代妓女史』には、大型トラックに乗り込み常に数十人単位で妓楼にやってくる日本兵たちが、機会的に性処理を済ませる様子が批判的に描かれている。しかし天津の場合とは異なり、北京の妓女に死者が出たとは記述されていない。

### （三）蘇智良『慰安婦研究』を読む

中国人慰安婦制度は、伝統的な中国の売春制度と結びついて運営され、日本軍、中国官憲、中国人業者の協力関係のもとで展開された。あえて言えば、日本人も中国人も同じ穴の貉（むじな）なのである。蘇智良はどのようにして、慰安婦制度を日本側だけが独自に管理していた非人間的制度として特筆し、歴史問題化させるのであろう。

『慰安婦研究』のカバーの裏表紙に太字で印字されている「要旨説明」には、中国人慰安婦制度が中国の売春制度と結びついて展開されていた事実は、完全に隠蔽されている。そのうえで蘇智良は、日本軍が進出したアジア地域における慰安婦制度全体を告発するという観点から、中国人慰安婦に関する議論を進めようとする。「要旨説明」の全文は、以下の通りである。

「慰安婦制度は戦時に日本政府が各国の女性を脅迫して日本軍の性奴隷とした制度であ

る。この制度のもとで奴隷として扱われたのは、40万人余りの中国、朝鮮、日本、東南アジアおよび欧米各国の女性であり、その罪はあまりに多すぎて、書きつくすには紙が足りないほどである。なかでも中国人女性が蒙った苦痛が最も深刻であり、初歩的な計算では約20万人余りの女性たちが慰安婦へと身を沈めた。慰安婦と日本軍の関係は、数千年の人類文明史上に他の例を見ない男性が女性を集団奴隷として虐げた事象であり、日本軍国主義の野蛮性、残忍性、暴虐性を十分に暴露している。慰安婦制度は、日本軍閥が人道主義に違反し、両性（男女）倫理に違反し、戦争の常規に違反して制度化した政府の犯罪行為であり、世界女性史上でもっとも痛ましい記録である」。

日中戦争当時の中国社会における売春の蔓延を確認している人間（北村）には、「よく言うよ！」と、あぐり口を開けてしまう奇想天外な記述である。

蘇智良の主張する「40万人余りの中国、朝鮮、日本、東南アジアおよび欧米国籍の慰安婦」と「20万人の中国人慰安婦」については、このあと同書の第八章で、主に日本人の先行研究に依拠した算出の根拠が示されている。それによれば、当時の日本軍の兵数を300万人とし、慰安婦が1日に相手にする兵数を29人とし、さらに病気や死亡による人員交替の係数を3.5から4とするのである。その結果、慰安婦総数は $300万 \div 29 \times 3.5$ （あるいは4）となり、約36万から41万となる。そこから朝鮮人慰安婦数の14万から16万を減じ、更に日本人慰安婦の2万人とその他の国籍の慰安婦数を減じると、20万人という中国人慰安婦が得られる。蘇智良は、朝鮮人慰安婦を14万人から16万人と算出した根拠を注記していない。しかしこの前後のページで、金一勉「荒船暴言」（『現代之目』1972年第4号）を根拠に「戦時死亡の朝鮮人慰安婦は14.3万人に達した」と記し、更に北朝鮮の政府機関誌「民主朝鮮」（1996年8月15日刊）を根拠に「日本帝国主義が朝鮮を占領した40年間に20万人以上の朝鮮婦女を強制的に慰安婦にした」と記しており、この二つを根拠に14万人から16万人を算出したと考えられる。荒船発言とは、衆議院議員の荒船清十郎氏が1965年11月20日の選挙区の集会で、「朝鮮の慰安婦が14万2千人死んでいる」と発言した出来事である。

ちなみに筆者（北村）は、『中国近代妓女史』に述べられる「大小の都市のどこにでも、私娼と公娼が1千人前後はいる」という売春の蔓延状況に基づけば、慰安婦に横滑りする中国人妓女数は数百万人を超えたと考えるが、如何であろう。

さらに続く「自序」において、蘇智良は日本側の弁明を紹介する。すなわち「慰安婦制度は事実だが、募集対象は芸妓、娼妓である。その方法は募集に終始し、絶対に命令ではなく拉致したのでもない。募集もまた軍が直接に処理したのではなく、芸妓・娼妓の仲介業者により行われた」である。この弁明は、邵雍『中国近代妓女史』に描写される当時の実情を反映するが、蘇智良は「真実は果たしてそうなのだろうか？そう思うならこの本を一読してみてください」という挑戦的な反論を投げかける。「自序」の冒頭には、蘇智良に慰安婦研究を決意させた日本人教授とのエピソードも紹介されている。

「要旨説明」と「自序」で大見えを切ったあと、蘇智良はダメ押しのように「世界を震撼させた慰安婦問題」と題する「序文」を掲げ、<第二次大戦が人類にもたらした多くの災害の中で最大の罪は、ドイツのファシズムによるユダヤ人虐殺と日本のファシズムによる慰安婦制度である。前者は各国の輿論や研究により暴きだされ誰にでも知られているが、後者については日本政府がひた隠しにしており、また故意に歪曲したりするので、今に至

るも、恥ずべきことに、明かにされていない」と述べる。

以上のとおり『慰安婦研究』では、軍国主義批判、ジェンダー論に基づく両性倫理、人道主義、反ファシズムなど、種々の観点からの叙述が展開される。反ファシズムを掲げたのは、第二次大戦で連合国として日独伊と戦った英米諸国をとりこむためである。日本では国際連合と呼ばれる組織は第二次世界大戦の連合国（United Nations）の延長であり、2015年に中国政府が慰安婦問題を国際連合（United Nations）の教育・科学・文化組織であるユネスコの世界記憶遺産に登録しようとした企ては、『慰安婦研究』の出版当初から織り込み済みであった。謀略が血肉化している中国人の面目躍如である。

「後書き」には、<資料の上で極めて大きな援助を与えてくれた外国友人>として、大学教授を含む多くの日本人が列挙される。そして「引用資料一覧」には夥しい数の日本語の研究資料が提示される。日本語の研究資料は蘇智良が慰安婦研究を開始した1992年以前の刊行物が多数を占めるが、「引用資料一覧」中の中国語の研究資料は1995年以後の刊行物がほとんどである。以上の事実は、日本側からの働きかけ（入れ智慧）に応じて、中国側が慰安婦研究を開始したことを物語る。種々の観点の導入を含め、蘇智良は日本における慰安婦研究の数多くの蓄積をベースに研究を立ち上げており、特定の日本人研究者の研究に依拠しているわけではない。

『慰安婦研究』のサイズは210×140（単位ミリ）、頁数は400頁余り、日本語に翻訳すれば1,000頁を超える。以下が目次であり、「」内は章題、<>内は配列順に示した各章内の項目名。原文の漢字を務めて残し簡略体は常用漢字に改めた。

## <目次>

### 自序

#### 序文「世界を震撼させた慰安婦問題」

<金学順の血涙の訴え、伊藤秀子の国会証言、アジアの怒り、慰安婦とは何か、文明世界の恥辱>

#### 第一章「慰安婦制度の源を探る」

<海外駐留軍の直面した新たな問題、上海の日本駐留軍と日本の公娼、岡村寧次と慰安婦団、大一サロン（上海の有名なサロンー北村）、朝鮮人の上海での風俗営業、関東軍の慰安所

#### 第二章「慰安婦制度の正式の確立」

<日本軍の軍規の大崩壊、南京大虐殺と慰安婦制度の実施、松井石根の命令、楊家宅の娯楽所、日本の軍と民間が共同で作った慰安所、江湾の日本軍慰安所

#### 第三章「慰安婦制度の展開」・（一）中国南方の日本軍慰安所

<上海の日本軍慰安所（一）、上海の日本軍慰安所（二）、上海の日本軍慰安所（三）、南京を中心とする江蘇省の皇軍クラブ、浙江省・福建省・江西省の特殊婦女、湖南省・湖北省・安徽省の慰安所、広西省・広東省の慰安所、海南島にまで及んでいた日本軍慰安所、香港と西南地区の慰安所>

#### 第四章「慰安婦制度の展開」・（二）中国北方の日本軍慰安所<北平と天津の軍人クラブ、

河北省・山東省・河南省の日本軍慰安所、山西省・内蒙古の慰安所、東北（満洲一

北村) の慰安所

第五章「慰安婦制度の拡大」－東南アジアと日本の慰安所<東南アジア各地の慰安所(一)、東南アジア各地の慰安所(二)、日本本土の慰安所>、

第六章「慰安婦制度の運用」<慰安婦制度の指揮管理系統、慰安婦の召集、慰安婦の輸送、慰安所の名称と類型、慰安所の内部管理、慰安婦と日本軍の性病、皇軍と慰安婦>、

第七章「慰安婦制度発生背景およびその本質」<慰安婦制度と近代日本社会、“軍中の樂園”を実行した原因、慰安婦制度の実質>

第八章「各国の慰安婦：地獄の囚人」<慰安婦の国籍とその数、中国 P (Pは prostitute= 妓女の頭文字—北村)、台湾慰安婦、朝鮮の女子挺身隊、日本人慰安婦、白人慰安婦>

第九章「慰安婦の生活実態」<性奴隷：従軍慰安婦、戦時慰安婦の苦難、慰安婦の生活実例、日本敗戦時の慰安婦、戦争の終結と慰安婦>

第十章「戦争はまだ終わってない」－慰安婦問題50年の回顧<知識層の良心、慰安婦研究の発動、慰安婦研究の深まり、中国人学者の努力、中国政府の立場、アジア女性基金会の活動、歴史は鏡である>

慰安婦問題年表

引用文献一覧

後書き

関連図表一覧

建物見取り図(示意図)一覧 関連統計表一覧

<目次>に見る通り、蘇智良『慰安婦研究』は緻密に構成され、歴史学者としての著者の力量が並々ならぬことを示す。しかし膨大な数の中国人妓女が存在したという歴史的事実への言及は皆無であり、極めて偏った言説である。これは、政治と結びつき脚光を浴びようと志す中国人学者の通弊である。

紙面の都合もあり、中国人慰安婦に関する部分なかならず蘇智良の本拠地である上海と、『中国近代妓女史』で確認した天津、北京の事例を検討する。

当然のことながら上海は、他の場所に比べ記述の分量が多い。慰安所の旧址を直接に訪れ、慰安所で雑用係として働いた中国人男性やかつての近隣住人からの聞き取り証言、彼らの写真と慰安所の建物の過去と現在の写真、さらに建物の見取り図による慰安所の構造などが紹介されている。ちなみに本書全体を通じて蘇智良本人によるインタビューが出現するのは上海に関するこの部分だけで、しかも聞き取った相手は元慰安婦ではない。それ以外は、全て既刊の研究書からの引用である。

当時の上海では各種の歓楽施設が慰安所となり、総数で77軒以上が存在していた。そして注記される資料に見る限り朝鮮人と日本人がその経営を二分していたが、慰安婦の一大供給源であったはずの10万人近くいた中国人妓女たちの動向は、一切記述されていない。このほか、日本兵が中国人女性を虐待した挙句に慰安婦にしたという定番の記述が出現するが、慰安婦候補である多くの中国人妓女の存在を考慮すれば、「なぜ中国人の恨みがかってまで、素人の女性を攫ってくる必要があるのか」と聴きたいものである。

天津では、日本軍占領中に売春業がピークに達していたが、蘇智良はこの事実に関与していない。そして、日本軍が中国人妓女を慰安婦にする状況が長く続いたと述べられているが、この状況は『近代中国妓女史』により確認できる。蘇智良は日本軍が健康診断に合格した妓女たちを慰安婦として前線の部隊に送り、性奴隷にしたと述べる。性奴隷はともかく、前線に送ったのは事実であろう。しかし注記されているのは未刊行の中国語資料であり（林伯耀『關於日軍在占領区強迫中国女性做“性奴隷”的一个事例的剖析』〈未刊稿〉）—〈日本軍が占領地で中国女性を強制して性奴隷にした事例の分析〉、証拠としては脆弱である。

このほか「現地で悪名高い王士海が統率する武装別動隊が若い女性たちを定期的に誘拐し、天津の日本軍司令部に慰安婦として提供していた」という記述がある。注記には、〈王士海は、元は運送業者のボスであり日本軍から陸軍少将に任命されていた。1952年には人民政府により銃殺された〉と記されている。ちなみに当時の中国には日本軍に協力する多くの軍事勢力（偽軍と呼ばれる）が存在し、日本軍は彼らの裏切りを恐れ援助を与える一方で常に監視していた。婦女誘拐が事実であれば当然に知っていたはずで、もしも日本軍がこの状況を放置していたのなら蘇智良は特筆大書したはずである。しかし中国人が中国人を誘拐し慰安婦として送り込んだとのみ記述され、肝心の日本側の対応が全く不明である。事実であれば戦後の戦犯裁判で日本側の担当者は重刑に処せられたはずであるが、寡聞にしてその例をきかない。

北京の状況は天津と大同小異であるが、妓女、慰安婦、中国人女性、日本女性が錯綜して登場し、全体の脈絡が混乱した記述が出現する。たとえば「日本軍は北京で多くの妓院を開設したが、妓女たちの多くは中国で戦死した兵士たちの妻であった」（慰安所とも慰安婦ともよばれていない！—北村）という引用文が掲げられ、1939年当時の国民党の〈反日宣伝雑誌〉と思しき注記がある（華堂「魔手下的北平」〔『半月文摘』1939年2月〕）。そしてこれに続く蘇智良の地の文章は、「これはすなわち、これらの日本人女性自身も慰安婦制度の被害者だったである」である。戦死した日本兵の妻が妓女（慰安婦ではない！）にされているという1939年当時の荒唐無稽な反日宣伝を、そのまま受け入れている。そしてこれに続く記述は「当然のことながら、北平の慰安婦でさらに多かったのは、攫われてきた中国人女性であった」である。しかしこれらの状況が本当に存在したのなら、前出の1941年当時の燕京大学教授の調査に記録されていると思われるが、『近代中国妓女史』には、全く記述されていない。

最後に第九章「慰安婦の生活実態」を紹介する。この章には慰安婦であった中国人8名（台湾出身者1名を含む）、朝鮮人4名、日本人1名の総数13名の証言が、[実例]と題して収録されている。但しこれらの証言は蘇智良のインタビューの成果ではなく、符和積編『侵瓊日軍慰安婦実録』（1996年）、江浩『昭示：中国慰安婦』（1993年）、郭思「尋訪中国慰安婦」〈『焦点』1995年9月15日、所収〉、陳宗舜『血思—追訪戰災幸存者』、〈解放軍文藝出版社、1995年〉、矢野玲子『慰安婦問題研究』（中国語版、1997年）、千田夏光『従軍慰安婦・慶子』（1981年）、高木健一『従軍慰安婦と戦後補償』（1992年）などの活字資料からの引用である。台湾出身者に関しては、「台北市婦女救援基金会材料」と注記されている

中国人慰安婦、朝鮮人慰安婦、日本人慰安婦たちの証言の内容であるが、中国人慰安婦

たちの証言には、日本兵の残忍で想像を絶する凶悪な振る舞いが登場する。朝鮮人慰安婦の場合は、過酷な状況が語られているが慰安所の実態を垣間見る記述となっている。日本人慰安婦の証言には、慰安婦の健康診断や金銭補償などの実態が客観的に描写されていると思われる。

筆者（北村）は、中国人慰安婦たちの証言の中に、中国社会に牢固として存在する証告の影を見出す。慰安婦となった彼女らの境遇にはすこぶる同情するが、その実情はあまりに事実と乖離していると考える。紙面の都合もあり、この問題に関しては、拙稿「＜南京＞遺産登録に見える中国の病理—証告の横行」（『別冊正論』平成 28 年 3 月）をお読みいただきたい。

以下に中国人慰安婦の証言の要訳と筆者（北村）のコメントを示す。ちなみに台湾出身者の証言だけは、数カ所の抄訳をのぞき逐語訳した。内容に無理がなく、慰安婦制度の実情を示す貴重な証言だと考えるからである。

#### ＜中国人慰安婦 8 名の証言＞

##### 実例 1 海南省（海南島）陵水県の黄有良の証言（符和積からの引用）

符和積は民間の歴史研究者で海南島で複数の元慰安婦から聞き取り調査を実施した。

1927 年生まれ。15 歳の時の農作業中に日本兵の集団に襲われ、その場は日本軍士官に救われたが結局はその士官に乱暴され、慰安婦にされた。1944 年の 6 月に父親の病気を口実に村に帰り、そのまま家族と他の場所に逃げた。

##### 実例 2 1 人の中国人慰安婦の回想＜実名なし＞（江浩からの引用）

江浩は作家であると同時に、映画の脚本家としても著名な人物で、引用資料も「長編報告文学」と銘うたれた文学作品である。

相當の脚色があると考えられる。慰安婦となるに至る経緯について、少しく信用しがたい日本兵による殺戮をともなった状況が告発されているが、具体的地名や時間などが一切記述されておらず、証拠能力が極めて乏しい。その後、山西省に送られ日本敗戦まで慰安婦として働いた。

##### 実例 3＜実名無し＞（江浩からの引用）

14 歳の時に占領直後の南京で日本軍の曹長に乱暴され（状況が実例 2 と似ており、すさまじい。本人は芝居を学んでいた）。このあと動物輸送用の貨車で満洲まで送られ、慰安婦として働かされ、日本敗戦の混乱の中で逃亡し山野に隠れ、朝鮮ニンジン掘りの男と半世紀を一緒に暮らしたが、その男性はすでに死去した。

##### 実例 4 内蒙古包頭の李金銀＜山西省の五原で日本兵に生き埋めにされた 5 人の慰安婦中の生存者＞（江浩からの引用）

時間などが一切記述されていない。山西から内蒙古へ 4, 50 人で連れてこられた。日本兵は慰安婦として十分に働けない女性を 20 匹の雄のシェパードに強姦させて死に至らしめ、惨殺死体の股間にあふれた汚血と犬の精液を 53 人の我々女性たちにかわるがわる舌でなめさせ、更には飲み込ませたなど、信じがたい状況が語られている。

実例 5<山西省孟県の元慰安婦> (郭思と陳宗舜からの引用)

郭思論文と掲載雑誌は管見では中国のネット上に見当たらない。陳宗舜の作品は唯一、愛知大学図書館に存在しているが、両人の経歴はいずれも不明である。

陳林桃 20歳の時、夫が八路軍に参加したため、中国人の対日協力者たちに監禁され日本軍の慰安婦にされた。もう1人の冬娥子という女性と一緒にだった。対日協力者たちの監視の隙を見て逃げ出し自分の姉の住む村で長く隠れていた。戦後に夫が復員したが村人たちがあれこれ言うので、その地を離れた。

侯巧良<山西省孟県の元慰安婦> (郭思と陳宗舜からの引用)

日本人につかまった時は14歳だった。父親と一緒につかまったが別々のところに監禁された。4、5人の女性と一緒に慰安婦にされ、ひどい目にあった。その後、知り合いの対日協力者に頼んで家に手紙を届けてもらった。そのご、家人が家財を売って500元を用意して自分を買戻してくれた。家に帰ってからは何年も寝込んでいた。このあと侯巧良は精神を患い、発病のたびに「日本兵が来た！早く逃げろ」と叫び山に駆け上がることになる。

冬娥子<山西省孟県の元慰安婦> (郭思と陳宗舜からの引用)。本名は侯冬娥。評判の美人で結婚して子供もいた。夫は国民党軍に参加していた。自分の娘を日本兵に差し出すのを恐れた中国人村長が、冬娥子の美人であることを日本兵に告げた。そして最終的には日本兵に見つけ出されて慰安婦にされた。このあと彼女は夫の実家により(舅の尽力により)買戻された。戦争が終わると夫は若い婦人と息子を連れて帰ってきたので、彼女はこのあと2度の再婚をした。1992年に東京に赴き戦後賠償に関する公聴会に出席しようとしたが、山西の太原で車が故障して参加できず94年に死去した。

実例 6 台湾慰安婦の生存者証言

家事を助けていた20歳の時に役場の人間から、日本軍が海南島に開設する食堂で働くサービス員を募集していると通知され、1年の約束で各地から集まった3、40人の女性と高雄から船にのり、1週間ほどで海南島についた。そして慰安所にいった。慰安所の経営者は台湾人夫婦で、台湾人や日本人や朝鮮人の慰安婦がいた。慰安所に来るのは台湾人や日本人や朝鮮人で、すべて兵士たちだった。仕事は午後4時から午後5時から12時過ぎまで、一泊する軍人もいた。慰安所に来た軍人は、カードを購入しコンドームを受け取った。カードは1枚が2元であった。一晩で十数人の相手をし、1回あたり約30分であった。商売が良いときはひと月に200元以上を貰い、悪いときはひと月数十元を貰っていた。慰安所の主人に一定額を控除されていた。午前11時と午後5時に皆で一緒に食事をした。ひと月に一度は身体検査をしなければならず、生理の時は休むことができた。妊娠したことはなかったが接客しないわけにはいかず、経営者に罵られることもあった。台湾に帰ることもならず、1年待って代わりの人が来て、やっと我々は台湾に戻れた。慰安所などにいたのは良い事ではなく、4年間もいたが、病気で亡くなった人もいた。私は盲腸の手術のために台湾にもどったが、母は健在であった。現在の夫に

は過去のことは話しておらず、子供を産めなかったので養子をもたらした。私の妹も一緒に慰安所で働いていたが、台湾に帰ったあと健康を害し、結婚することなく食堂で下働きをしていたが、現在は私と同居している。

妹は常々、以下のような恨み言をいっている。我々は騙されていったのであり、食堂のサービス係りではなかった。そして体も汚され、心も満たされなかった。嫁にいつておれば楽しかったに違いなく、どういうわけで人に踏みにじられてしまったのか。軍人は気分が良いと態度もよかったが、気分が良くない時には酒に酔って我々をぶち、鬱憤を晴らした。我々は故郷に一日も早く帰りたくて我慢していたが、なぜ騙されてこんなところに来たのかと本当に腹立たしかった。

私は妹と同居しているが家は借家である。毎月の家賃と水道代・電気代が必要で、生活できるが苦しい。日本政府の謝罪と賠償を要求する。

結論を急ごう。

13例の[実例]を掲げる第九章は、冒頭で日本兵たちが性を集団で処理していた状況と慰安婦の味わった苦痛を、克明かつ批判的に描きだしている。この部分は[実例]に収録された証言とは別に、以下の複数の資料に収録される朝鮮人慰安婦と元日本兵の回想に基づいている。金一勉『天皇の軍隊と朝鮮人慰安婦』（1976年）、矢野玲子『慰安婦問題研究』（前出、中国語版）、曾根和夫「一個侵華日本兵の自述」（中国語版、『悲憤・南京大屠殺親歴記』1988年、所収）などである。ところがこの記述の直後に、注記の無い記述が唐突に出現する。すなわち＜事実として、日本軍の士官や兵士は慰安婦を性奴隷とする以外にも、常に殴打と侮辱を加えていた。多くの慰安婦はタバコの火を押し付けられて火傷し、刃物で傷つけられ、捻挫や骨折を強いられた。ところが慰安所の経営者は往々に見て見ぬふりをした何の注意も処理もしなかった＞（317頁）と。

しかし慰安所でのこのような虐待が常態化していれば、慰安所は経営困難に陥り多くの日本軍兵士を困惑させたであろう。この記述はさしずめ、「蘇智良が見てきたような嘘を言い」である。一事が万事であり、本書全体の記述は虚実が入り乱れて展開されているのである。

『慰安婦研究』の全体を貫く蘇智良の基本的手法は、＜妓楼を慰安所と読み替え、妓女を慰安婦と読み替える＞のである。そして誣告を職業とした中国の伝統的「訴師」（でっち上げの訴状を作成する専門家）よろしく、＜すべての妓女を日本軍により悲惨な境遇を迫られた性奴隷に変容させる＞のである。ところが余りにもこの手法（遣り口）をもてあそび過ぎた結果、記述上の混乱を引き起こしている。前述の北平（北京）の慰安婦の状況に関する混乱は、その最たるものである。やがては、「ミイラ取りがミイラになる」であろう。

## 『中国人慰安婦』について

島田 洋一（福井県立大学教授）

以下、同書の特徴を箇条書き的に記し、コメントを付す。

### 原題

Chinese Comfort Women: Testimonies from Imperial Japan's Sex Slaves (Oxford Oral History Series), Oxford University Press (June 2, 2014)

元「慰安婦」らの証言を多数集め、「オックスフォード聴き取り記録シリーズ」の1冊という体裁。

「オックスフォード」の権威を借りつつ、証言に対する裏付け調査、史料批判が不十分で研究とは言えないとの批判に予防線を張ったものとなっている。

### 著者

**Peipei Qiu**（培培丘） is Professor of Chinese and Japanese and Director of the Asian Studies Program at Vassar College.

**Su Zhiliang**（蘇智良） is Professor of History and Director of the Research Center for Chinese "Comfort Women" at Shanghai Normal University（上海□ 范大学）.

**Chen Lifei**（陳麗菲） is Professor of Journalism and Deputy Director of the Center for Women's Studies at Shanghai Normal University.

証言集めと執筆作業は中国の大学教職員である蘇智良、陳麗菲が担当。英訳作業および英語での対外発信は米国ヴァッサー大学（ニューヨーク州）教授の Peipei Qiu（培培丘、女性）が担当している。

パイパイ・チューは、ジョンズ・ホプキンス大学高等国際関係大学院米韓研究所（The U.S.-Korea Institute at SAIS、ワシントンDC）主催の慰安婦シンポジウムに複数回パネリストとして参加（2回分の参加案内を章末に【参考】として掲げた）。

SAIS は北朝鮮画像分析の 38 North グループ等でも知られる権威ある研究センター。

同米韓研究所研究員のデニス・ハルピン元下院外交委員会スタッフは、ミンディ・カトラー（慰安婦問題等で熱心に反日活动）と親しい。

米国の首都ワシントンにおける「中国人慰安婦」プロパガンダでは、今後もハルピン、カトラー、パイパイ・チューが中心的存在となるか。

本書が主張する点（丸括弧内はページ番号。\*に続く太字部分は筆者のコメントである）

・2012年5月6日、4人の日本の国会議員がニュージャージー州パリセイデス・パーク

(Palisades Park, New Jersey) を訪問し、慰安婦碑の撤去を要求。こうした動きに危機感を持った。(xix)

・日本軍による慰安婦強制連行の有無が重要論点

1992年の吉見義明教授の発見が画期だった。(3)

Cf. 朝日の1992年1月強制連行プロパガンダ。(160) 吉田清治証言(217)。

・Sarah Soh は慰安婦研究で重要な貢献をしたが、その3段階論は問題(4, 9)

①営業許可慰安所 ②準軍事慰安所 ③犯罪的慰安所(日米戦争以後)

ソーは、朝鮮人、日本人慰安婦に焦点を当て、慰安所をレイプ・センターと呼ぶのは「党派的偏見」とするが、被占領国家から慰安婦にされた女性とりわけ中国人慰安婦の状況を考慮に入れていない。最近の中国での調査では、総数40万人の慰安婦中、約半数20万人が中国人。(4)

・中国人慰安婦の過半数は日本軍に拉致された。(4)

敵国人(enemy nationals)であるため植民地の慰安婦よりひどく扱われた。

戦後は、敵国に協力した女として、悪名高い(notorious)文革期などに迫害を受けた。(5)

・南京の少女から聞き取ったというジョン・マギー牧師の証言(家族を日本軍に虐殺され、本人は繰り返しレイプされた)を詳しく引用。(7-8)

・中国人女性を部隊で慰み者にしたというTomishima Kenji 伍長の回想引用。(8)

・中国での日本軍慰安所は1932年から。南京大虐殺(Nanjing Massacre)以後急速に増える。部隊レベルの急ごしらえ施設(improvised comfort facility)も多かった。自宅に監禁され、慰安婦にされたケースも多い。逃亡を試みると家族も含め拷問や斬首。対価はなし。逆に解放の条件に日本軍に身代金を取られたケースもあり。(10-11)

\* 金銭的対価はなく(no monetary payment)、単なるレイプだったという点を繰り返し強調している。

・敵国女性に対する扱いは明らかに戦争犯罪。(12) 占領地域では女性の大量拉致(mass abduction)が行われた。(13)

\* 実態について研究が進み、軍による組織的強制連行がなかったことが明らかになっている韓国人、日本人慰安婦との違いを強調している。

・蘇智良の慰安婦数計算式について

期間は1937年から1945年。日本の兵士総数300万人。兵士29人につき1人の慰安婦(ニクイチ)、慰安婦の「交代率(replacement rate)」は3.5-4.0と想定。(38)

蘇智良による慰安婦数は、 $3000000 \div 29 \times 4 = 41$ 万3793人

著者らは秦郁彦の推計を批判。秦は交代率を1.5と想定。また、損耗率(死亡率)は日赤従軍看護婦の4.2%を参考に、「慰安婦の9割以上が生還と推定」している。

\* 蘇智良は、「交代率 (replacement rate)」を秦より高く設定 (約 2.5 倍) した理由として、(廃業の自由があったからではなく) 日本兵が「処女と新顔」(virginity and novelty) を好んだこと、肉体的に弱った者を殺害したことを挙げている。

その論拠とするため、9 才、13 才の少女を集団レイプした、単なる消耗品のごとく処分したなどの「証言」を多数載せている。残虐冷酷な性暴行、殺害の「事例」が延々と述べられる (39-40, 67-68, 第 2 部の 12 人の中国人元慰安婦 〈75-148〉 の証言も同様)

**【記述例】** 山西省孟県 (うけん) で 200 人以上の中国人女性が日本軍に拉致された。1990 年代はじめにジャーナリスト Li Xiuping が行った聞き取り。出典は Li の中国語文献。(38-39)

南京大虐殺中に日本軍は数万人の女性を拉致した。出典は、蘇智良の中国語文献。(39) 拉致された最も若い女性は 9 才。出典は、Wen Yan の中国語文献。(39)

1939 年 10 月日本軍第 11 軍が湖南省岳陽県に慰安所を設けたが、その後も日本軍のレイプ、地元女性への襲撃は続き、1941 年 9 月から 10 月にかけて靖州県、Xinxiang township などで女性の大量殺害、集団レイプ、余興に中国人親子に性交を強いるなどの例があった。出典は、Tang Huayuan, Zhang Huaiqing らの、いずれも中国語文献。(67-68)

・約 40 万人という数字はあくまで長期にわたって性奴隷として拘束された女性の数であって、日本軍によって性暴行を受けた中国人女性は遙かに多いと強調。(38)

\* その場限りのレイプより悪質な長期・組織的な集団レイプが「慰安婦」という位置づけになっている。本書では、「慰安婦」という用語が、ほとんどの場合、慰安所で性的サービスを提供する女性という通常の意味で使われていない。

真偽は別として、「中国における日本軍の性暴力証言集」とでもすべき内容でありながら、それでは慰安婦「ブーム」に乗れず、また、慰安婦問題の拡大という政治目的も達成しにくくなるため、「中国人慰安婦」というタイトルにしたと言わざるを得ない。

・女性を拉致するに当たって中国人の協力者を用いるのが普通であった (commonly used) としている。(42)

\* ならば、膨大な数の中国人が性犯罪、戦争犯罪に手を貸したことになる。

・1938 年初め以降、日本軍は中国女性の奴隷化と共に、朝鮮人、日本人、台湾人慰安婦の中国大陸への運び込みを強めた。その理由は、占領地での女性の拉致は地元民の反乱を呼ぶかも知れず、また中国人慰安婦は軍事情報を中国軍に渡す恐れがあったからという。(31)

\* それなら 1937 年以降、中国人慰安婦の数は減少していなければおかしいが、同率で増え続けたとの仮定の下で中国人慰安負数を計算している。矛盾。

・なぜ、中国人慰安婦問題が近年まで浮上しなかったのか。家父長的イデオロギーが浸透する中国社会では、女性の純潔は女性の命より思い。この家父長的イデオロギーが政治的偏見と結びつき、生き残った慰安婦は非道徳な上、国を裏切った者とされた。

慰安婦だったことが知られると、辱められ迫害された。日本兵と「寝た」かどで北方の強制労働に送られた例など記述。「反革命」の烙印も押された。中国共産党政権下の戦後の迫害で自殺した者もいる。最も犠牲を被った国である中国で動きが遅かったのは、こうした理由による。

\* 不幸な女性たちを理不尽に迫害した中国社会、中国共産党の責任は大きいことになる。現在の中国共産党が、自らの過去を捨象して日本非難にいそしむのは、著者らの立場からは許されないのではないのか。

#### 【参考】

(1) 2016年3月1日開催の「未完の謝罪—戦時アジアの帝国日本性奴隷」シンポジウム案内 (SAIS 米韓研究所主催)

The U.S.-Korea Institute at SAIS and Asia Policy Point invite you to

**Unfinished Apologies:**

**Imperial Japan's Sex Slaves of Wartime Asia**

**Tuesday, March 1, 2016**

9:00 AM - 3:00 PM

#### **Kenney Auditorium**

Johns Hopkins SAIS

1740 Massachusetts Ave, NW

Washington, DC 20036

The U.S.-Korea Institute at SAIS and Asia Policy Point invite you to attend a discussion on the unexamined and unresolved history of Imperial Japan's system of sex slavery in wartime Asia. The panels will provide an overview of how the system came to be and how it was managed, discuss new research on the non-Korean Comfort Women, and bring the legacy of the Comfort Women system into contemporary understandings of conflict resolution and violence against women in warfare settings.

#### **Panel 1: Framing the Comfort Women History - Japanese Comfort Women and their Antecedents**

- **Carolina Norma**, Lecturer in the Master of Translating and Interpreting degree in RMIT's School of Global, Urban and Social Studies, Melbourne, Australia
- *Discussant*: **Katharine H.S. Moon**, SK-Korea Foundation Chair in Korea Studies and senior fellow at the Brookings Center for East Asia Policy Studies

## Panel 2: The Comfort Women of Japan's Occupied Asia

- **Griselda Molemans**, Dutch researcher and investigative journalist, founder of the Task Force for Dutch Indies War Reparations (Dutch acronym: TFIR; Task Force Indisch Rechtsherstel)
- **Hilde Janssen**, Dutch Journalist and author *Schaamte en Onschuld* [Shame and Innocent] and *Troostmeisjes/Comfort Women*
- **Peipei Qiu**, Professor of Chinese and Japanese on the Louise Boyd Dale and Alfred Lichtenstein Chair, Vassar College
- **Evelina Galang**, Professor of English, University of Miami
- **Caroline Norma**, RMIT, Melbourne, Australia
- *Moderator: Yukiko Hanawa*, Department of East Asian Studies, New York University

### Keynote: Women in warfare, how far have we come?

- **Taina Bien-Aime**, Executive Director, Coalition Against Trafficking in Women

### Booking signing with authors to follow:

**Caroline Norma**, *The Japanese Comfort Women and Sexual Slavery during the China and Pacific Wars*

**Peipei Qiu**, *Chinese Comfort Women: Testimonies from Imperial Japan's Sex Slaves*

**M. Evelina Galang**, *Angel de la Luna and the 5th Glorious Mystery*

**Hilde Janssen**, *Troostmeisjes/Comfort Women*

**Margaret Stetz**, *Legacies of the Comfort Women of World War II*

(2) 2014年10月21日開催の「中国人慰安婦の語られざる話」シンポジウム案内 (SAIS 米韓研究所主催)

### The Untold Stories of Chinese Comfort Women

October 21, 2014

12:00 pm – 2:00 pm

The US–Korea Institute at SAIS and Asia Policy Point present:

## THE UNTOLD STORIES OF CHINESE COMFORT WOMEN

Featuring:

### **Dr. Peipei Qiu**

Louise Boyd Dale and Alfred Lichtenstein Professor of Chinese and Japanese and Director, Asian Studies Program, Vassar College

With welcoming remarks by

### **Dr. Jae H. Ku**

Director, US-Korea Institute at SAIS

And introduction by

### **Dennis Halpin**

Visiting Scholar, US-Korea Institute at SAIS and former House Foreign Affairs Committee staff

Dr. Peipei Qiu will discuss her new book, [\*Chinese Comfort Women: Testimonies from Imperial Japan's Sex Slaves\*](#) (Oxford Oral History Series), followed by a panel discussion on the legacy of Comfort Women with **Dr. Peipei Qiu**, **Dennis Halpin**, and **Mindy Kotler**, Asia Policy Point, and moderated by **Jenny Town**, Assistant Director, US-Korea Institute at SAIS.

A light lunch will be provided. This event is open to the public and press. Lunch will start at 12:00pm; program will start at 12:30pm. Please RSVP below.

**Dr. Peipei Qiu** is Louise Boyd Dale and Alfred Lichtenstein Professor of Chinese and Japanese and Director of Asian Studies Program at Vassar College. She has received degrees from Peking University (B.A. in Japanese and M.A. in Japanese Studies) and Columbia University (Ph.D. in Japanese Literature) and has focused her research on comparative studies of Japanese and Chinese literature, women in East Asian literature and societies, and Taoist influence in Japanese and Chinese literature and cultures. She is the recipient of a number of grants and awards, including the Japan Foundation Fellowship for Professional Researchers, Japan Foundation Dissertation Research Fellowship, Japan Society for the Promotion of Sciences Fellowship, and the National Endowment for Humanities Fellowship (US). Professor Qiu is the author of *Bashō and the Dao: The Zhuangzi and the Transformation of Haikai*, and [\*Chinese Comfort Women: Testimonies from Imperial Japan's Sex Slaves\*](#). Her scholarly articles and translations have been published in English, Chinese, and Japanese.

# 世界記憶遺産共同申請の動向と中国「慰安婦」申請文書の概要

高橋史朗（明星大学教授）

## 1、中国が世界記憶遺産として登録申請した「慰安婦」関連文書の概要

慰安婦関連文書を世界記憶遺産として共同申請する準備が民間団体・研究者を中心に進められている。昨年6月1日付韓国紙・ハンギョレ新聞は、「南北と中国の専門家ら、共同で『日本軍慰安婦謝罪』要求—中国・延辺大学国際学術会議で北朝鮮からも参加し、『性奴隷』批判」という見出しで、韓国から3人、北朝鮮からも3人、中国からは蘇智良・上海師範大学人文科学院長ら5人が参加したと報じている。

同2日付韓国・聯合ニュースも、「中国、韓国、北朝鮮が慰安婦問題で共同戦線、『日本にさらなる圧力を！』という見出しで、同日、中国で開催された「旧日本軍慰安婦国際学術会議」に、中国、韓国、北朝鮮の学者11人と日本で活動する専門家1人が出席したと報じている。日本からの唯一の参加者は東京外語大学の金富子(キム・ブジャ)教授である。

さらに、今年の5月18日から20日まで、ソウルにおいて日本軍「慰安婦」問題解決のためのアジア連帯会議が開催され、共同申請の準備国と目されているフィリピン、オランダ、台湾、中国、韓国や香港、東ティモール、インドネシア、日本、アメリカなどの活動家が参加した。同20日に世界記憶遺産として慰安婦関連文書の共同申請を行うことに関する発表があるのではないかと予測されたが、まだ発表されていない。

ところで、一昨年、中国がユネスコの世界記憶遺産として追加申請した慰安婦関連文書には、上海師範大学中国慰安婦研究センター所蔵の「慰安婦の口述記録」、河北省秦皇市档案馆所蔵の「慰安婦の状況に関する資料」などが含まれている。前述した共同申請の中心的役割を果たしている蘇智良教授の上海師範大学中国慰安婦研究センターの「慰安婦の口述記録」は、この共同申請の中核的資料の一つになると思われる(蘇智良教授の中国人慰安婦研究—証言を中心にした一の問題点については共同研究者の報告参照)。

中国が一昨年、世界記憶遺産として、登録申請した慰安婦関連文書は以下の通りである。

### 中国「慰安婦」申請文書（抜粋）

- 1、 中央档案馆—戦犯供述書
- 2、 遼寧省档案馆—慰安所に関する写真
- 3、 吉林省档案馆—①満州中央銀行・鞍山支店の電報
  - ②南京憲兵隊割区治安回復状況の調査報告書
  - ③東寧憲兵隊司令部「思想犯月報」（1942年10月前期）
  - ④鶏寧臨時憲兵隊「思想対策月報」
  - ⑤憲兵調査軍人犯罪状況表（1944年）
  - ⑥現役軍人軍属犯罪調査表（1944年）
  - ⑦支那駐屯憲兵隊「通信検閲月報」（1941年2月）

- ⑧ 関東憲兵隊「郵検月報」
  - ⑨ 日本軍人犯罪調査表（1944年）
  - ⑩ 北安地方検閲部「郵検月報」（1941年）
  - ⑪ ジャワ憲兵本部「軍人犯罪調査票」（1943年）
  - ⑫ 同隊軍事警察「軍人軍属犯罪票（1月）」
  - ⑬ 同隊本部「憲兵月報（1944年1月）」
- 4、 黒龍江省档案馆一慰安所・慰安婦に関する刊行物
  - 5、 上海市档案馆一①大一サロンに関する史料
    - ② 慰安婦の連行及び慰安所に関する資料
    - ③ 慰安婦・慰安所に関する刊行物
  - 6、 南京市档案馆一南京における慰安所設置に関する史料
  - 7、 秦皇島市档案馆一慰安婦の状況に関する史料
  - 8、 上海師範大学中国慰安婦研究センター一①慰安婦の口述記録
    - ② 麻生徹男、村瀬守保等撮影の写真24枚

## 2、中国が世界記憶遺産として登録申請した文書の問題点

私は戦争プロパガンダを中心に、米英加などの国立公文書館所蔵文書を長年にわたって研究してきた。中国が一昨年ユネスコ世界記憶遺産に登録申請した、いわゆる「従軍慰安婦」に関する資料について全容は不明なるも、ユネスコの HP 上等で公開されている利用可能な情報を踏まえた問題点について意見を表明したい。

ユネスコの世界記憶遺産のサイトに公開された中国側の登録申請書には、提出した資料が慰安婦「強制連行」の証拠だと書かれているが、資料を検証した結果、以下の問題点があることが判明した。

まず基本的な問題点について指摘したい。第一に、中国が「写真の現物と著作権は、中国にある」と主張している上海の「楊家宅慰安所」の写真は、福岡市在住の産婦人科医、天児都さんの父・麻生徹男氏が同慰安所で軍医として勤務していた折に撮影したものであり、写真フィルムは天児さんが所有している。

ユネスコは「世界記憶遺産保護のための一般指針」の「2, 5, 4」で、『法の支配』を尊重します。・・・  
著作権法、著作者人格権・・・を、誠実かつ透明性をもって守り、保ちます」と明記しており、所有者が許可していない写真を無断で申請し、著作権を持っていると虚偽申請していることは、同指針に違反する。

また、ユネスコは記憶遺産のガイドラインで、登録の選考基準として、「資料の来歴は確実に分かっているか否か」「複製品や模造品、偽造品などが本物と誤解される可能性があるか否か」などと規定しており、この規定に反する。

第二に、同指針の「4. 4. 3」には「アクセス可能とすることを要求する」と規定されているにもかかわらず、中国は申請史料の一部しか公開していない。

歴史的事実やその評価については諸説があり、客観的検証が必要不可欠である。資料公開並びに客観的検証を拒否する中国の一方な主張にもとづいて記憶遺産として登録される

ようなことになれば、ユネスコの国際的な信頼と権威を著しく損ねることになる。

第三に、中国が登録申請した資料の中には、資料のごく一部のみを抜き出したものがあり、資料全体の脈絡の中で位置づけ、評価できないために、資料の内容の真正性について審議し判断することができない。

次に、いわゆる「従軍慰安婦」の主な申請史料の具体的問題点について指摘したい。

まず第一に、中国が「慰安婦を輸送する船」と説明している写真の唯一の根拠は船体に「慰」の文字が掲げられている点にあるが、戦時中、最も多く使われた「慰」は、「慰安婦」の「慰」ではなく、歌手や漫談師が各地を公演して回った「慰問団」の「慰」である。

船を背景にして立つ9人の真ん中には芸人と思われる人が立っており、後列の左端には日本の有名な歌手である東海林太郎が映っている。馬場マコト『従軍歌謡慰問団』(白水社)によれば、東京日日新聞主催、陸軍省後援の「派遣在満皇軍勇士芸術慰問団」の団長に選ばれたのが東海林太郎であった。船体の上部に掲げられている「大興」という場所は黒竜江省にあり、この船はアムール川を往来し、大興を発着点にしていたか、経由して「慰問団」を輸送していた船と思われる。

第二に、中国が「黒竜江省の慰安所」と説明している写真は、正面に見える一段高い舞台中央に舞台が設置され、その後ろに映画のようなもの一白樺の林の中の道が映っている点から考えれば、これは「慰安所」ではなく、慰問団が公演を行った講堂の写真だと思われる。いずれの写真も撮影者、撮影日時、撮影場所が一切不明である。

第三に、1945年3月30日の「満州中央銀行・鞍山支店の電報」には、同銀行の支店長が本店資金部に対し、「徐州淮海省の連絡部(7990 部隊)が、鞍山経理司令部に「慰問婦」仕入資金として、25万2千円送金した」と報告したと書かれているが、「慰問婦」は軍の士気を高めるために歌や踊りを披露する歌手や踊り子であり、「慰安婦」とは全く異なる。「受取人は米井ツル」と書かれており、中国の軍閥と日本の民間業者とのお金のやり取りを記述したもので、「慰安婦」の「強制連行」や「性奴隷」を立証するものではない。

第四に、憲兵の「日本軍犯罪月報」(1943年)には、日本軍将兵が「慰安所に於いて慰安婦に暴行」とあるが、その説明の下に「非違通報」と書かれており、その将兵が取り締まられていたことを示している。すなわち、この資料は慰安婦が法的に保護され、「性奴隷」ではなかったことを立証している。

第五に、日本軍北安地方検閲部が作った「郵政検閲月報」にある日本兵が家族に宛てた手紙について、中国は「日本軍が女性を性奴隷にした犯罪を告白している」と説明しているが、「恋人を追って行く女性も限りなくある」と書かれており、慰安婦には移動の自由があり、「強制連行」や「性奴隷」ではなかったことを示している。

第六に、元日本兵の代表的な供述として、佐々真之助中将と広瀬三郎中佐が女性を強姦したとする供述が挙げられているが、慰安婦は生活苦という経済的理由で慰安所にいたことを示しており、料金も支払われていた。いずれの供述も慰安婦を「強制連行」して「性奴隷」にしたことを示すものではない。彼らはどのような状況で尋問され、法的保護を受けていたのか、裁判にかけられたとすれば、その議事録があるはずであるが、それも公開されていない。

第七に、中国が追加申請した吉林省档案馆所蔵の「日本軍の慰安婦記録」(25件)も慰安婦の「強制連行」「性奴隷」を立証するものではない。

第八に、その 25 件の資料の一つに、南京周辺にいた日本兵と慰安婦の数を記した、1938 年に憲兵によって書かれた『南京憲兵隊管轄区域の治安回復状況の調査報告書』には、日本軍が中国人市民に無料で病気やけがを治療する様子が記されており、2 万 5 千人の日本兵と、141 人の慰安婦がいたと記録されている。しかし、141 人の慰安婦が日本兵全員の相手をしていただけではなく、慰安婦が「強制連行」され、「性奴隷」として働かされたことを立証する記述はない。

第九に、1938 年に上海市警察が作成した報告書には、親日中国人が慰安婦の「強制連行」に携わっていたと書かれているが、資料には「親日」を裏付ける証拠はなく、日本という言葉すらない。この資料には、中国人が中国人女性を強制的に売春婦にしたことしか書かれていない。

中国が追加申請した「従軍慰安婦」資料の一つに、「中国共産党が調査した、戦犯日本兵 1000 人の供述書」があり、「1000 人以上の日本の戦争犯罪者たちが、1952 年から 1956 年にかけて、中国共産党政府の調査を受けた。その内、約 8,5%が『慰安所を設立した』と認め、61%が『慰安婦と性的関係を持った』と供述した」と書かれている。しかし、中国側が主張する慰安婦の「強制連行」や「性奴隷」として扱われたことを立証する資料は皆無である。

中国が追加申請した「従軍慰安婦」文書の冒頭には、「『慰安婦』とは、日本帝国軍によって性的に隷属させられた女性のことである。これらのほとんどが、日本軍によって強制的に性奴隷にされた」と書かれている。しかし、慰安婦は「強制連行」されたのではなく、「法的保護を受けた風俗業」であり、戦時中、多くの交戦国が同様の施設を設置しており、日本の慰安婦制度のみが特別であったという事実はない。

このように、中国は「強制連行」や「性奴隷」を立証するものではない断片的な資料を繋ぎ合わせて強弁していること自体に問題があり、中国の申請は政治的プロパガンダと言わざるを得ない。また、前述したような出所不明の写真を申請することは、ユネスコ記憶遺産ガイドラインの、「資料の来歴は確実に分かっているか否か」という選考基準を満たしておらず、紛争等から記憶遺産を保護しようという本来の記憶遺産事業の趣旨が損なわれ、ユネスコが政治的に利用される懸念があるため、申請は却下されるべきである。

## 付表① 中国人慰安婦・戦時性暴力に関する日本語文献一覧

### 1 資料集

No	編者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	『雑誌名』巻号 発行所	発行年月
1	吉見義明	『従軍慰安婦資料集』	大月書店	1992. 11
2		『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』全5巻	龍溪書舎	1998. 7

### 2 一般

No	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	『雑誌名』巻号 発行所	発行年月
3	倉橋正直	『従軍慰安婦問題の歴史的研究』	共栄書房	1994. 8
4	吉見義明	『従軍慰安婦』	岩波書店	1995. 4
5	藤井忠俊	「中国占領地における徴集と慰安所の展開」 (吉見・林編『共同研究日本軍慰安婦』所収)	大月書店	1995. 8
6	西野瑠美子	「中国「慰安婦」と日本の責任」(2)	『法と民主主義』312	1996. 10
7	笠原十九司	「中国戦線における日本軍の性犯罪」	『戦争責任研究』13	1996 秋季
8	桑山紀彦	「中国人元「慰安婦」の心的外傷とPTSD」	『戦争責任研究』19	1998 春季
9	秦郁彦	『慰安婦と戦場の性』	新潮社	1999. 6
10	林伯耀	「天津の日本軍『慰安婦』供出システム—偽『天津特別市政府』警察局的公文書資料から」(『女性・戦争・人権』2所収)	行路社	1999
11	林博史	「中国での慰安所現地調査について」	『戦争責任研究』27	2000 春季
12	西野瑠美子	「上海の慰安所・現地調査報告」	『戦争責任研究』27	2000 春季
13	川田文子	「南京レイプと南京の慰安所」	『戦争責任研究』27	2000 春季
14	蘇智良	「“慰安婦”の緊急調査」	『戦争責任研究』27	2000 春季
15	尹明淑	「中国人軍隊慰安婦問題に関する研究ノート」	『戦争責任研究』27	2000 春季
16	吉見義明	「南京・上海の慰安所と上海派遣軍軍医部」	『戦争責任研究』27	2000 春季
17	内海愛子	「戦時性暴力と東京裁判」(日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録第1巻『戦犯裁判と性暴力』所収)	緑風出版	2000. 5
18	本澤二郎	「中国初の“慰安婦”国際シンポジウム」	『マスコミ市民』378	2000. 6
19	経盛鴻	「南京の慰安婦と慰安所」	『戦争責任研究』28	2000 夏季
20	宋連玉	「上海での中国「慰安婦」問題国際シンポジウムに参加して」	『戦争責任研究』28	2000 夏季
21	松井やより	「「女性国際戦犯法廷」をなぜ開くのか」	『戦争責任研究』28	2000 夏季
22	陳麗菲・蘇智良	「中国の慰安所に関する調査報告」(日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録第4巻『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅱ』所収)	緑風出版	2000. 12

23	松岡環	「南京大虐殺下における日本軍の性暴力」(同上)	緑風出版	2000. 12
24	林伯耀・張友棟編・訳	「天津の日本軍「慰安婦」供出システム」(同上)	緑風出版	2000. 12
25	西野瑠美子	中国における慰安所設置と「慰安婦」徴集(同上)	緑風出版	2000. 12
26	笠原十九司	日本軍による性暴力の構造(同上)	緑風出版	2000. 12
27	袁竹林	「ある慰安婦の証言(『華月月報』1999年8月号より)」	『中国女性史研究』10	2001. 1
28	吉見義明	「日本軍性奴隷(「従軍慰安婦」)制度研究の現段階」	『戦争責任研究』38	2002 冬季
29	西野瑠美子	「中国に疼く「慰安婦」の歴史」	『新日本文学』58-3	2003. 4
30	笠原十九司	「中国の前線における日本軍兵士の意識」	『戦争責任研究』43	2004 春季
31	高嶋航	「中国における「慰安婦」研究の現在」	『史林』88-1	2005. 1
32	吉見義明	「南京事件前後における軍慰安所の設置と運営」(『現代歴史学と南京事件』所収)	柏書房	2006. 3
33	川田文子	「南京レイプと南京の慰安所」(同上)	柏書房	2006. 3
34	吉見義明	「「強制」の史実を否定することは許されない」	『世界』765	2007. 5
35	吉見義明	「米下院「慰安婦」決議案と河野談話」	『戦争責任研究』56	2007 夏季
36	川田文子	東京裁判で証言された南京レイプ	『戦争責任研究』58	2007 冬季
37	糟谷廣一郎	「[中国・桂林ルポルタージュ] 私は“日本鬼子”の子」(『慰安婦 強制連行』所収)	金曜日	2008. 6
38		資料紹介「東京裁判と性暴力—中国とフィリピンを例に」	『戦争責任研究』61	2008 秋季
39		『ある日、日本軍がやってきた—中国・戦場での強かんと慰安所』	アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」	2008
40	吉見義明	「「従軍慰安婦」問題研究の到達点と課題」	『歴史学研究』849	2009. 1
41	吉見義明	「日本軍「慰安婦」問題について」	『戦争責任研究』64	2009 夏季
42	倉橋正直	「中国戦線に形成された日本人町—従軍慰安婦問題補論」	『キリスト教社会問題研究』58	2010. 1
43	天児都・麻生徹男	『慰安婦と医療の係わりについて』	梓書院	2010. 4
44	吉見義明	「吉見義明教授から橋本徹市長への公開質問状 吉見義明教授インタビュー」	『中帰連』53	2013. 10
45	吉見義明	「日本軍「慰安婦」制度の本質は何か」	『日本の科学者』50-1	2015. 1

## 2 慰安婦裁判関係

No	著者	「論文タイトル」 「書籍タイトル」	『雑誌名』巻号 発行所	発行年月
46	大森典子	「中国人「慰安婦」訴訟」	『戦争責任研究』	1996 秋季
47	安達洋子	「中国人元「慰安婦」を迎えて」	『歴史地理教育』557	1996. 12
48	大森典子	「元「慰安婦」たちの訴訟 中国」	『法学セミナー』512	1997. 8

49		「集会から 中国人慰安婦裁判原告侯巧蓮さんの話を聞く会ほか」	『あごら』 242	1998. 8
50	吉池俊子	『私の頭は壊れてしまった…』中国人「慰安婦」裁判原告侯巧蓮さん」	『わたちの 21 世紀』 17	1999. 1
51	石田米子	「中国・山西省 10 人の女性の「打官司（提訴）」とその性暴力の性格	『わたちの 21 世紀』 17	1999. 1
52	康健	「中国戦争被害者 元「従軍慰安婦」及び強制連行労工の対日賠償請求事件における法的支援に関わる活動概況について」	『法と民主主義』 339	1999. 6
53	中国人「慰安婦」訴訟弁護団等編	『その勇気を無駄にしないで—中国山西省での性暴力被害者の証言・訴状』	同弁護団	1999
54	坂口禎彦	「中国人「慰安婦」第 1 次訴訟東京地裁判決批判」	『戦争責任研究』 33	2001 秋季
55	小俣光子	「黄土高原の小さな村の性暴力—中国山西省性暴力被害者の訴え」 1～5	『あごら』 298, 299, 300, 302, 304	2004. 10～ 2006. 1
56	川口和子他	「山西省性暴力被害者裁判と関連する活動」	『戦争責任研究』 47	2005 春季
57	大森典子・安達洋子	「中国人「慰安婦」訴訟の 10 年を振り返って」	『戦争責任研究』 47	2005 春季
58	山手治之	「中国人「慰安婦」二次訴訟東京高裁判決について」	『立命館法学』 300/301	2005
59	金子美晴	「海南島元「慰安婦」たちの闘い」	『中帰連』 36	2006. 春
60	坂口禎彦	「中国人慰安婦訴訟・海南島事件」	『軍縮問題資料』 313	2006. 12
61	大森典子	「中国人「慰安婦」訴訟と山西省性暴力被害者訴訟」	『軍縮問題資料』 314	2007. 1
62	川上詩朗	「中国人「慰安婦」第二次訴訟の最高裁判決と今後の闘い」	『軍縮問題資料』 321	2007. 8
63	坪川宏子 編集・解説	資料紹介「日本の裁判所が認定した日本軍「慰安婦」の被害事実」（上）（下）	『戦争責任研究』 56, 57	2007 夏季
64	大森典子	『歴史の事実と向き合って—中国人「慰安婦」被害者とともに』	新日本出版社	2008. 12
65	藍谷邦雄	「「慰安婦」裁判の経過と結果およびその後の動向	『歴史学研究』 849	2009. 1
66	大谷猛夫	「中国人戦争被害者が国と企業を訴えた裁判の現状と支援の動き」	『戦争責任研究』 64	2009 夏季
67	金子美晴	「中国海南島における戦時性暴力被害と裁判及びその支援について」	『戦争責任研究』 64	2009 夏季
68	坂口禎彦	「判決報告「中国・海南島戦時性暴力被害者訴訟」	『軍縮問題資料』 358	2010. 10
69	坪川宏子・大森典子	『司法が認定した日本軍「慰安婦」』	かもがわ出版	2011. 12

### 3 山西省性暴力関係

No	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	雑誌名・巻号 発行所	発行年月
70	万愛花	「私は日本軍が死ぬほど憎い」(『世界に問われる日本の戦後処理①「従軍慰安婦」等国際公聴会の記録』所収)	東方出版	1993. 5
71	班忠義	「中国人「元慰安婦」たちが語る真実」	『週刊金曜日』4-30	1996. 8. 9
72	秦郁彦	「慰安婦「身の上話」を徹底検証する」	『諸君!』28-12	1996. 12
73	林博史	「中国人元「慰安婦」の証言」	『戦争責任研究』15	1997 春季
74	笠原十九司	「日本軍の残虐行為と性犯罪」	『戦争責任研究』17	1997 秋季
75	藤原彰	「「三光作戦」と北支那方面軍」(1)(2)	『戦争責任研究』 20, 21	1998 夏季 秋季
76	桑山紀彦	「中国山西省 性暴力被害者におけるPTSDの検証 第2次報告」	『戦争責任研究』25	1999 秋季
77	石田米子	「記録されない記憶—山西省における戦争被害調査・記述の中の性暴力」(『芝蘭集—好並隆司先生退官記念論文集』所収)		1999
78	石田米子	「中国華北の戦場における日本軍の性暴力の構造—山西省の現地調査から見えてくるもの」(『女性・戦争・人権』2所収)	行路社	1999
79	石田米子・大森典子	「中国山西省における日本軍性暴力の実態」(日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録第4巻『「慰安婦」・戦時性暴力の実態II』)	緑風出版	2000. 12
80	石田米子	「講演記録 中国山西省における日本軍性暴力に関する調査について」	『人文研究』144	2001
81	石田米子	「中国における日本軍性暴力被害の調査・記録に取りくんで」	『中国女性史研究』11	2002. 1
82	石田米子・内田知行編	『黄土の村の性暴力—大娘たちの戦争は終わらない』	創土社	2004. 4
83	石田米子	「沈黙を強いる構造と自尊感情を回復する関係」	『岡山部落解放研究所紀要』13	2004
84	内海愛子・石田米子・加藤修弘編	『ある日本兵の二つの戦場—近藤一の終わらない戦争』	社会評論社	2005. 1
85	石田米子	「中国農村における聞き取りから見えた戦時性暴力の構造」	『鳴門史学』18	2005
86	小濱正子	「口述史料を利用した中国近現代史研究の可能性—山西省孟縣の日本軍性暴力研究をめぐって」	『東洋史研究』64-2	2005. 9
87	青木茂	『日本軍兵士・近藤一 忘れえぬ戦争を生きる』	風媒社	2006. 3
88	班忠義	『ガイサンシーとその姉妹たち』	梨の木舎	2006. 9
89	倉橋綾子	「私たちをつかんで離さない「過去」」	『世界』765	2007. 5
90	班忠義	「中国人「慰安婦」の知られざる人生を追って—班忠義監督に聞く」	『女性のひろば』345	2007. 11

91	内田知行	「中国における戦時性暴力をめぐる記憶と記録」 （『戦争と民衆』所収）	旬報社	2008. 4
92	石田米子	「中国における日本軍性暴力被害の調査・記録に 取りくんで」（『新編日本のフェミニズム10』所収）	岩波書店	2009. 2
93	松本栄好	「証言 私を侵略戦争に突き進ませたものは 何か」	『神奈川支部情報』17	2010. 6
94	石田米子	「活動と交流 八路軍記念館での性暴力パネル展 開催顛末」	『中国女性史研究』20	2011. 2
95	松本栄好	「私が中国で戦った「聖戦」の実態」（『子どもの とき戦争があった』所収）	いのちのことば社	2011. 8
94	近藤一・宮城 道良	『最前線兵士が見た「中国戦線・沖縄戦の実相』』	学習の友社	2011. 9
95	江上幸子	「『黄土の村の性暴力—大娘たちの戦争は終わら ない』共振する丁玲の小説と」	『戦争責任研究』74	2011 冬季
96	田宮昌子	「山西省孟県仙人村調査報告—「個人史から考 える日中近現代関係史」の一環として」	『宮崎公立大学人文 学部紀要』19-1	2011
97	石田米子	「日本軍性暴力を中国農村の被害女性から考 える—「慰安婦」と呼ばれることを拒否し続けた万 愛花さん」	『中帰連』53	2013. 10
98	ケネディ日 砂恵	「必ず出てくる「第二の吉田清治」	『WILL』121	2015. 1
99	班忠義	『声なき人たちに光を一旧軍人と中国人“慰安 婦”の20年間の記録』	いのちのことば社	2015. 9
100	班忠義	「ドキュメンタリー映画『太陽がほしい』中国人 被害者の証言の伝達者として」	『女性のひろば』440	2015. 10
101	班忠義	『太陽がほしい—「慰安婦」とよばれた中国人女 性たちの人生の記録』	合同出版	2016. 3

#### 4 海南島性暴力関係

No	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	雑誌名・巻号 発行所	発行年月
102	西野瑠美子	「私が見た海南島海軍病院の「慰安婦」たち—元 海軍従軍看護婦の体験」	『週刊金曜日』5-19	1997. 5. 23
103	班忠義	「中国・海南島の元「慰安婦」たち」	『週刊金曜日』5-24	1997. 6. 27
104	藤原彰	「海南島における日本海軍の「三光作戦」	『戦争責任研究』24	1999 夏季
105	紀州鉦山の 真実を明ら かにする会	『海南島で日本はなにをしたのか—虐殺・略奪・ 性奴隷化、抗日反日闘争』	写真の会パトローネ	2005. 5
106	文公輝	「日本による海南島軍事占領について」	『大阪人権博物館紀 要』9	2006
107	斉藤日出治	「海南島における住民虐殺と統治政策」	『大阪産業大学経済 論集』12-1	2010. 9

108	斉藤日出治	「日本軍による海南島の侵略犯罪に関する調査報告」	『大阪産業大学経済論集』14-1	2013.2
109	斉藤日出治	「日本軍統治下の海南島における侵略犯罪の調査報告」	『大阪産業大学経済論集』15-1	2014.3

## 5 戦犯供述書・中帰連関係

No	著者	「論文タイトル」 『書籍タイトル』	雑誌名・巻号 発行所	発行年月
110	中国帰還者 連絡会会員	「座談会「従軍慰安婦」を語る」	『中帰連』5	1998.6
111		「中国の「慰安婦」問題雑感」	『中帰連』5	1998.6
112	川田文子	「中国戦犯供述書にみる日本軍の性暴力」	『戦争責任研究』23	1999 春季
113	康健	「中国人元「慰安婦」被害事実調査」	『戦争責任研究』71	2011 春季

## 付表② 中国人慰安婦・性暴力被害者証言一覧表

\* 氏名の横列に○が二箇所以上あるのは、証言が重複していることを示している。

\* 「裁判原告」欄に「第一次」「第二次」「性暴力」「海南島」とあるのは、以下のそれぞれの慰安婦裁判の原告であることを示す。

(「第一次」「第二次」：中国人「慰安婦」損害賠償請求訴訟、「性暴力」：山西省性暴力被害者損害賠償請求訴訟、「海南島」：海南島戦時性暴力被害賠償請求訴訟)

### 1, 東海岸地域 (南京・上海周辺) \* 場所の分類は蘇智良・陳麗菲“Chinese Comfort Women”の区分に基づく。

No	氏名 (英語)	生年 没年	場所	証言内容の概略	慰安婦か 性暴力か	裁判原告	蘇・中本文 (1999)	女性戦犯法 廷 (2000)	石田本 (2004)	展示パンフ (2008)	蘇・英語本 (2014)	班・映画 (2015)
1	雷桂英 Lei Guiying	1929? 2007	河北省 唐山	軍の売春宿とは知らず、10歳前後から子守・女中として住み込み、13歳で慰安婦に。この売春宿は日本人夫妻が経営。兵士はコンドームを使用していた。半年間拷問され、1943年末に慰安所から逃亡。	慰安婦						○ pp. 81-88	
2	周粉英 Zhou Fenying	1917 2008	江蘇省 如皋	日本軍の如皋侵攻 (1938) 直後に拉致誘拐。外出は許されず。慰安所は中国人女性が経営、毎月1元ほど貰った (展示パンフの証言と矛盾)。兵士は軍票で料金を支払い、日本人医師が定期的に検診。女主人からコンドームを渡されていた。3ヶ月後、傀儡政府書記の身請けにより解放。	慰安婦					○ p.13 お金を一度も受け取らず。 (証言矛盾)	○ pp. 89-93	
3	朱巧妹 Zhu Qiaomei	1910 2005	上海市 崇明島	日本軍の崇明島占領 (1938) 後、強姦され、将校専用の性奴隷にされた。普段は自分の家にいたが、トーチカの一室に連れ込まれ、週5回以上強姦された。日本軍が同島から撤退した1939年に解放。	性暴力						○ pp. 94-97	
4	陸秀珍 Lu Xiuzhen	1917 2002	上海市 崇明島	日本軍の崇明島占領後の陰曆2月 (1938)、誘拐され、軍の慰安所に連行された。施設の回りの散歩は許されていた。隊長に独占され、缶詰を貰うこともあったが、お金は貰わなかった。中国人夫妻が慰安婦を監督し、日本兵は強姦の際、コンドームを付けず。たまに中国人医師が検診した。陰曆5月に慰安所から逃亡。	慰安婦						○ pp. 98-101	

## 2, 華中・華北の戦闘地帯

No	氏名 (英語)	生年 没年	場所	被害状況 その他	慰安婦か 性暴力か	裁判原告	蘇・中文本 (1999)	女性戦犯法 廷 (2000)	石田本 (2004)	展示パンフ (2008)	蘇・英語本 (2014)	班・映画 (2015)
5	袁竹林 Yuan Zhulin	1922 2006	湖北省 武漢	1940年7月、中国人女性(慰安所経営者の妻)に旅館で清掃婦を募集していると騙され、鄂城の慰安所に監禁され「マサコ」という名の性奴隷にされる。日本兵はチケットを買ったようだが、1元も貰ったことはない。日本の規定では兵はコンドームを使うことになっていたが、兵の多くは使わなかった。41年4月、逃亡に失敗したが、藤村という将校専属の妾となり、慰安所からは解放され、食堂で働く。1941年、藤村の部下の西山により、藤村からも解放された。	慰安婦			○ pp.116-122 コンドーム 使用が普通 だった旨を 証言し、蘇の 英語本の証 言と食い違 いあり。		○ p.16	○ pp. 98-101	○ pp.47-51 p.80
6	譚玉華 Tan Yuhua	1928	湖南省 益陽	1944年陰曆9月、日本兵に誘拐され、将校専用の売春宿に監禁された。外出は許されず、武装した兵が監視していた。同年11月、両親に依頼された地元の維持会長の尽力で帰郷。	性暴力						○ pp. 108-113	
7	李秀梅	1927	山西省 孟県	1942年陰曆8月、日本兵により自宅から進圭村の日本軍駐屯地に拉致・連行され、ヤオドン(岩山住居)に監禁、5ヶ月間強姦を受けた後、大怪我により自宅に搬送。	性暴力	第一次 (1995)				○ p.35		
8	劉面換	1927 2012	山西省 孟県	1943年陰曆3月、日本兵により自宅から進圭村の日本軍駐屯地に拉致・連行され、ヤオドンに監禁、約40日間強姦を受け、病気になり、父親が銀と羊を連れて解放。	性暴力	第一次 (1995)				○ p.35		○ pp.27-32 p.78
9	周喜香	1925	山西省 孟県	18歳の時共産党に入党(村の婦連主任)、1944年3月、共産党の会合中に日本兵に襲われ、進圭村に拉致連行、民家に6日間監禁・強姦された。その後八路軍により救出。	性暴力	第一次 (1995)				○ p.34		
10	陳林桃	1923	山西省 孟県	夫が八路軍。1943年陰曆7月、日本兵により進圭村の日本軍駐屯地に拉致・連行され、「夫の居場所を吐け」と拷問の上、約20日間監禁・強姦された。家族が金を渡して解放。	性暴力	第一次 (1995)	○ pp.330-331			○ p.35		

11	侯巧蓮	1929 1999	山西省 孟県	1942年陰曆3月、村長の父が八路軍に協力していたことから、日本軍に拷問を受け、進圭村に連行された。ヤオトンで連日強姦され、約40日後、銀700元を日本軍に払い解放。	性暴力	第二次 (1996)	○ p.331 侯巧良?			○ p.32		
12	郭喜翠	1927 2013	山西省 孟県	姉の夫が八路軍に協力していることを密告され、1942年陰曆7月、日本兵・清郷隊(地元の傀儡組織)に捕えられ、進圭村に連行。半月間強姦・輪姦され、家族が清郷隊に金を支払い解放。その後も都合3度、進圭村に連行・強姦。	性暴力	第二次 (1996)				○ p.34		○ pp.33-34 p.78
13	尹玉林 Yin Yulin	1922	山西省 孟県	1941年2月、村にきた日本兵に見つかり、自宅で強姦される。その後一年余り、自宅で強姦が続き、山の上でも強姦された。1942年陰曆9月に再婚、他村に移住して解放された。	性暴力	性暴力 (1998)			○ pp.37-44	○ pp. 114-118		○ p.36, p.79
14	尹林香 Yin Linxiang	1919 2000	山西省 孟県	尹玉林の姉。被害状況は同上。	性暴力							○ pp.37-38, 79
15	侯冬娥 (蓋山西)	1921 1992	山西省 孟県	抗日婦女救国会会長。「蓋山西」とは山西一の美人の意味。万愛花とともに1992年来日する直前、亡くなった。山西省の性暴力被害者の象徴的存在。	性暴力		○ p.331-332			○ p.35		
16	万愛花 Wan Aihua	1930 2013	山西省 孟県	1942年、共産党に入党、抗日副村長。同年初夏から翌年にかけて、日本兵に3回捕えられ、その都度進圭村に連行された。 <u>一度目は強姦はなかったが(裁判の証言と喰い違いあり)</u> 、二度目からは激しい強姦・拷問を受ける。その都度逃亡を繰り返すが、三度目は瀕死の状態となり、日本軍に裸のまま川に捨てられたところを地元の老人に救われ、九死に一生を得る。	性暴力	性暴力 (1998) 一度目か ら強姦を 受けたと 証言。		○ pp.111-114	○ pp.93-110	○ p.33	○ pp. 119-125	○ pp.23-25 p.78
17	南二僕	1923 1967	山西省 孟県	1942年春、実家に押し入った日本兵下士官が強姦、近くの民家に拉致し軟禁、その後数ヶ月にわたり当該下士官により強姦を受け、遂には身籠り男児を出産した。その後逃亡するも、文化大革命中に「歴史的な反革命」の烙印を押され、自殺。	性暴力	性暴力 (1998) 原告は養 女楊秀蓮			△ (養女・弟) pp.49-56 pp.73-76	○ p.28		

No	氏名 (英語)	生年 没年	場所	被害状況 その他	慰安婦か 性暴力か	裁判原告	蘇・中文字 (1999)	女性戦犯法 廷 (2000)	石田本 (2004)	展示パンフ (2008)	蘇・英語本 (2014)	班・映画 (2015)
18	張先兎	1926 2015	山西省 孟県	1941年1月、日本兵・警備隊(中国人による対日協力組織)により西煙鎮の自宅から拉致、河東砲台のヤオトンに監禁され、約20日間強姦され続けた。家族が借金して工面した400銀元を日本軍に払い、解放。	性暴力	性暴力 (1998)			○ pp.83-86	○ p.29		
19	趙潤梅	1925	山西省 孟県	1941年4月、日本兵・警備隊により輪姦の上、西煙鎮の自宅から河東砲台のヤオトンに拉致・監禁、約40日間輪姦が続く。家族が土地や建物を売って得た210銀元を日本軍に差し出し、解放。	性暴力	性暴力 (1998)			○ pp.79-83	○ p.29		
20	高銀娥	1925	山西省 孟県	1941年4月、南社村に押し入った日本軍と警備隊により捕えられ、河東砲台のヤオトンに連行され、連日強姦された。1,2週間後、夫が200銀元を日本軍に渡し、解放。	性暴力	性暴力 (1998)			○ pp.76-79	○ p.29		○ pp.34-35 p.79
21	王改荷	1919	山西省 孟県	共産党員で、抗日婦女救国会主任。夫も抗日村長として八路軍に協力していた。1942年春、抗日組織の会議中に日本軍が急襲、拷問の後河東砲台のヤオトンに連行、連日強姦・拷問を繰り返す。20数日後、父親が土地・家財を売って得た120銀元を日本軍に渡し、解放。	性暴力	性暴力 (1998)			○ pp.114-117	○ p.30		
22	趙存妮	1918 2004	山西省 孟県	1942年陰曆8月、日本軍の急襲で捕まり、西煙砲台のヤオトンに拉致・連行され、連日強姦される。約半月後、家族が借金をして作った銀380元を日本軍に渡し、解放された。	性暴力	性暴力 (1998)			○ pp.111-114	○ p.29		
23	楊時珍	1924 2002	山西省 孟県	兄は日本軍に協力する商務会の会計をしていたにも拘らず、1941年か42年、日本兵が自宅に押し入り、輪姦された。その後も自宅で強姦されたり、下士官専属となり強姦が続いたが、現金を日本兵に渡して解放された。	性暴力	性暴力 (1998)			○ pp.44-46			
24	楊喜何	1919 1998	山西省 孟県	1942年暮れ、2人の日本兵が実家に押し入り、強姦。その後も1年近く同じ2人が実家に押し入り、強姦を繰り返した。	性暴力	性暴力 (1998)			○ pp.46-49			

### 3, 華南の前線

No	氏名 (英語)	生年 没年	場所	被害状況 その他	慰安婦か 性暴力か	裁判原告	蘇・中文本 (1999)	女性戦犯法 廷 (2000)	石田本 (2004)	展示パンフ (2008)	蘇・英語本 (2014)	班・映画 (2015)
25	譚玉蓮	1925	海南島 保亭県	黎族。1943年春、日本軍の拠点のある南林に「戦地後勤服務隊」として徴用されたが、日本兵によって強姦され、粗末な慰安所に一年以上監禁された。1945年半ばに逃亡。	性暴力	海南島 (2001)						
26	黄有良 Huang Youliang	1927	海南島 陵水県	黎族。1941年陰曆10月頃、日本兵に自宅で強姦され、数日後村の兵営に監禁され、昼間は労働に従事し、夜は強姦された。翌1942年春、藤橋の慰安所に連行・監禁された。2年間その慰安所にいたが、検診を受けたこともないし、兵士がコンドームをしたのを見たこともない。お金を貰ったこともない。親戚が父親が死んだので葬儀に出させてほしいと日本軍を騙し、本人の偽の墓まで作って自殺したことにして、逃亡に成功。	性暴力	海南島 (2001)	○ pp.322-325			○ p.46 <u>死んだのは母親、偽の墓も母子のもの</u> (証言に食い違い)	○ pp.126-130	
27	陳亞扁 Chen Yabian	1928	海南島 陵水県	黎族。1942年の或る日、自警団によって徴用に駆り出され、日本軍の兵舎で昼間は労働に従事、夜は強姦された。数か月後、藤橋の慰安所に強制連行・監禁された。そこには数週間いたが、日本兵はコンドームも付けず、検診もなかった。外出は一切許されず、排泄も室内の壺にした。母親の懇願で、自警団団長が日本軍に頼み、解放。	性暴力	海南島 (2001)				○ p.45	○ pp.131-134 本書の表紙を飾る写真は、この女性である。	
28	譚亜洞	1925	海南島	黎族。1941,2年頃、日本軍の「戦地後勤服務隊」に徴用され、駐屯地に連行後、山の中で強姦される。駐屯地に監禁され、昼間は仕事、夜は強姦、その後も各地の慰安所を移動させられ、日本軍の敗戦直前逃亡。	性暴力	海南島 (2001)						
29	林亜金 Lin Yajin	1924	海南島 保亭県	黎族。1943年秋、稲刈り中に他の女性3名と日本兵に拉致・連行され、日本軍の慰安所に監禁される。日本兵はコンドームを使わなかったが、ピルをくれた。検診は一切なかった。5か月後、父親と親戚の懇願で、他の女性と一緒に解放された。	性暴力	海南島 (2001)					○ pp.135-140	

No	氏名 (英語)	生年 没年	場所	被害状況 その他	慰安婦か 性奴隷か	裁判原告	蘇・中文本 (1999)	女性戦犯法 廷 (2000)	石田本 (2004)	展示パンフ (2008)	蘇・英語本 (2014)	班・映画 (2015)
30	陳金玉	1926	海南島	黎族。自宅に押し入った日本兵に、両親の前で強姦される。3ヶ月ほど山に隠れるも、日本軍の駐屯地に連行され、3ヶ月間監禁・強姦された。	性暴力	海南島 (2001)						
31	鄧玉民	1925	海南島	苗族。1943年頃、軍に徴用された際、駐屯地近くで農作業の際、日本軍将校に強姦され、以後2年間、毎日のように駐屯地の倉庫に監禁され、強姦された。体調悪化により解放。	性暴力	海南島 (2001)				○ p.18		
32	黄玉鳳		海南島	黎族。1943年末、日本軍協力者に脅迫されて日本軍に引き渡され、強姦された。駐屯地の中の「日本娘の部屋」に監禁、敗戦間際に逃亡。	性暴力	海南島 (2001)						
33	李連春 Li Lanchun	1924 2004	雲南省	1942年夏、市場で日本兵に集団強姦され、その後慰安所に連行・監禁される。日本兵はお金をくれなかったため、昼間は日用必需品を得るために働いて稼ぐしかなかった。慰安所には1年ほどいたが、翌1943年に逃亡した。	性暴力		○ p.157 写真のみ ?				○ pp. 141-147	
34	韋紹蘭		江西省 桂林	1944年末、日本兵に軍刀を突きつけられ、トーチカに連行され、軍医の性病検査を受けた。兵隊はコンドームを使用していたが、使用しない者もいた。監禁三ヵ月後、逃亡。帰宅後、日本兵に強姦されて出来た息子を出産。	性暴力							

\* 上欄に略記した典拠の、それぞれの正確な書名は、以下の通り。

「蘇・中文本」：蘇智良『慰安婦研究』1999、「女性戦犯法廷」：『女性国際戦犯法廷の全記録 I』2000、「石田本」：石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力』2004、「展示パンフ」：『ある日、日本軍がやってきた』2008、「蘇・英語本」：Su Zhiliang and Chen Lifei, "Chinese Comfort Women" 2014、「班・映画」：班忠義『太陽がほしい』2015

\* No.34の典拠は、糟谷廣一郎「[中国・桂林ルポルタージュ] 私は“日本鬼子”の子」(『慰安婦強制連行』2008所収)である。